

VI 人権

1 DVについて

(1) 千葉県における相談、一時保護の状況

千葉県における相談件数は1万8千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の3割弱となっています。

図表VI-1 機関別相談件数の推移(千葉県)

区分	女性サポートセンター (女性相談支援センター)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
令和元年度	7,421	2,630	7,514 (671)	1,410 (40)	2,093	1,346	17,028	5,386	31.6%
令和2年度	7,720	2,535	6,748 (646)	1,145 (58)	1,998	1,297	16,466	4,977	30.2%
令和3年度	8,258	2,584	6,933 (621)	1,224 (36)	1,700	1,238	16,891	5,046	29.9%
令和4年度	9,242	2,360	7,210 (649)	1,276 (53)	1,977	1,316	18,429	4,952	26.9%
令和5年度	8,933	2,527	7,360 (818)	1,107 (42)	1,838	1,326	18,131	4,960	27.4%

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

資料出典:千葉県児童家庭課

図表VI-2 機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県)

		相談形態				合 計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (女性相談支援センター)	件数	8,898	2,494	35	33	8,933	2,527
	割合	99.6%	98.7%	0.4%	1.3%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,727	745	633	362	7,360	1,107
	割合	91.4%	67.3%	8.6%	32.7%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,490	996	348	330	1,838	1,326
	割合	81.1%	75.1%	18.9%	24.9%	100%	100%
合 計	件数	17,115	4,235	1,016	725	18,131	4,960
	割合	94.4%	85.4%	5.6%	14.6%	100%	100%

※相談件数については、男性女性を含む。ただし、女性サポートセンターの相談については、女性のみ。

※女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む

資料出典:千葉県児童家庭課(令和5年度)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-3 専門相談件数(千葉県)

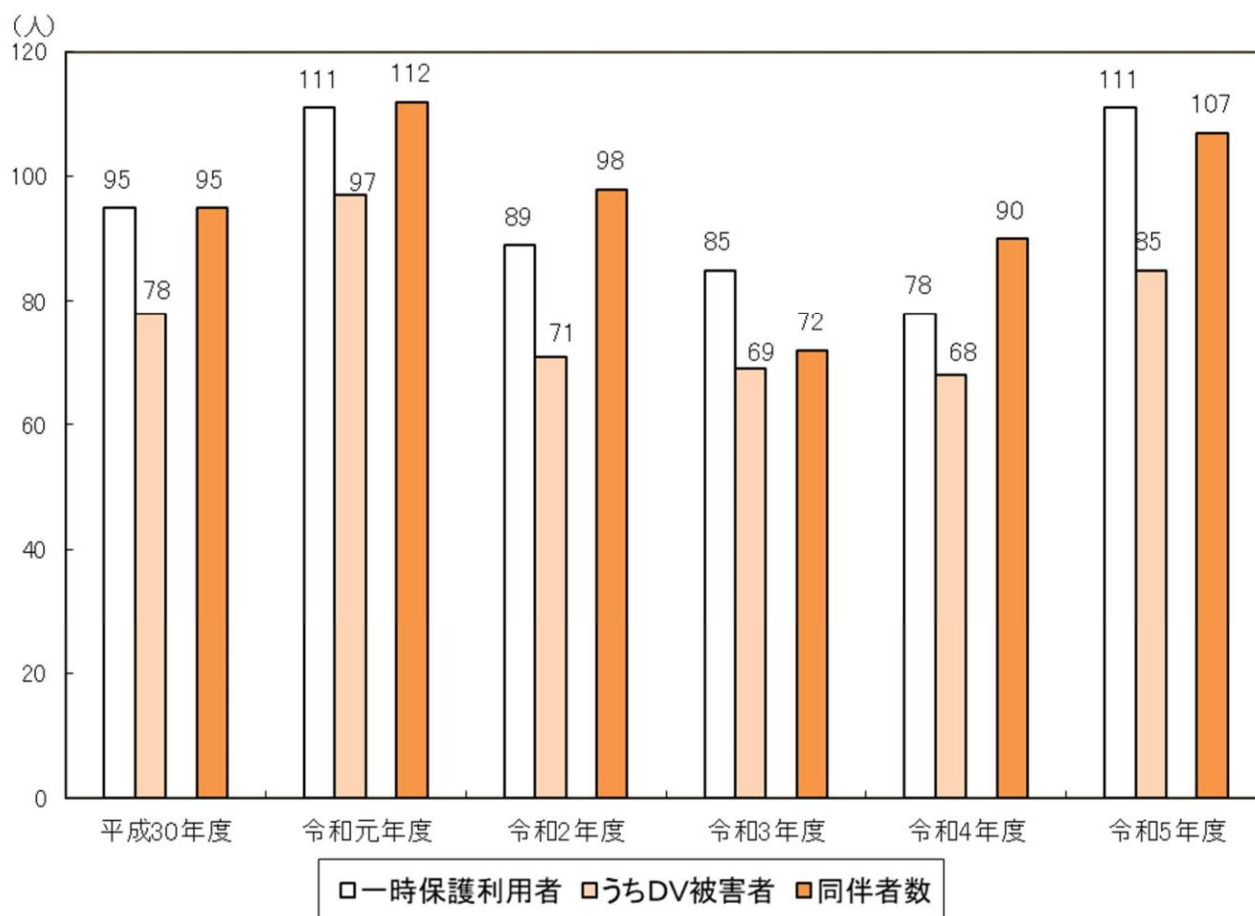
年度	法律相談	うちDV	心とからだの健康相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの相談	うちDV
令和元年度	73	33	0	0	439	266	31	27
令和2年度	79	72	0	0	429	198	25	14
令和3年度	33	26	0	0	458	207	24	12
令和4年度	76	72	0	0	450	221	24	17
令和5年度	60	54	0	0	470	266	19	5

※専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施。

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

資料出典：千葉県児童家庭課

図表VI-4 一時保護件数の推移(千葉県)



資料出典：千葉県児童家庭課

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(2)市町村におけるDV相談状況

令和6年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。市町村におけるDV相談の総数は、令和2年度以降は1万件前後で推移しています。

図表VI-5 市町村におけるDV相談件数(千葉県)

(単位:件)

年度	総 数	相談方法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報 提供のみ	庁内機関 処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人 相談所	警 察	その他
平成29年度	8,832	4,365 (49.4%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
平成30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)
令和元年度	9,140	4,502 (49.3%)	4,638 (50.7%)	7,888 (86.3%)	924 (10.1%)	89 (1.0%)	67 (0.7%)	172 (1.9%)
令和2年度	9,993	5,506 (55.1%)	4,487 (44.9%)	8,588 (85.9%)	1,042 (10.4%)	92 (0.9%)	58 (0.6%)	213 (2.1%)
令和3年度	10,543	6,186 (58.7%)	4,357 (41.3%)	9,191 (87.2%)	1,055 (10.0%)	51 (0.5%)	60 (0.6%)	186 (1.8%)
令和4年度	10,261	5,901 (57.5%)	4,360 (42.5%)	8,681 (84.6%)	1,260 (12.3%)	80 (0.8%)	44 (0.4%)	196 (1.9%)
令和5年度	9,582	4,931 (51.5%)	4,651 (48.5%)	8,213 (85.7%)	1,075 (11.2%)	63 (0.7%)	60 (0.6%)	171 (1.8%)

資料出典:千葉県児童家庭課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における令和5年のDV事案の相談件数は4,095件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係(元婚姻関係を含む。)にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、加害者への指導警告などの措置件数は増加しています。

図表VI-6 千葉県警察におけるDV相談状況

(単位:件)

年度	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%
令和元年	3,725	婚姻	2,880	77.3%	女性	2,803	75.2%
		内縁	845	22.7%	男性	922	24.8%
令和2年	3,684	婚姻	2,801	76.0%	女性	2,733	74.2%
		内縁	883	24.0%	男性	951	25.8%
令和3年	3,897	婚姻	3,026	77.6%	女性	2,854	73.2%
		内縁	871	22.4%	男性	1,043	26.8%
令和4年	4,027	婚姻	3,004	74.6%	女性	2,797	69.5%
		内縁	1,023	25.4%	男性	1,230	30.5%
令和5年	4,095	婚姻	3,216	78.5%	女性	2,848	69.5%
		内縁	879	21.5%	男性	1,247	30.5%

※平成26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(平成26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-7 千葉県警察における措置状況(複数計上)

(単位:件)

年度	事件化	防犯指導	加害者への 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
平成25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138
令和元年	231	3,720	2,665	372	271	231	201	7,691
令和2年	173	3,670	2,576	401	257	243	257	7,577
令和3年	182	3,482	2,870	549	149	189	295	7,716
令和4年	207	1,985	3,090	599	127	152	263	6,423
令和5年	190	2,729	3,168	636	102	164	228	7,217

資料出典:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～令和6年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は、1,844件で、全国で4番目となっています。

図表VI-8 保護命令の発令状況(全国順位)

(単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	5,707
2	神戸	2,922
3	東京	2,733
4	千葉	1,844
5	さいたま	1,727

※DV防止法施行から令和6年3月までの累計

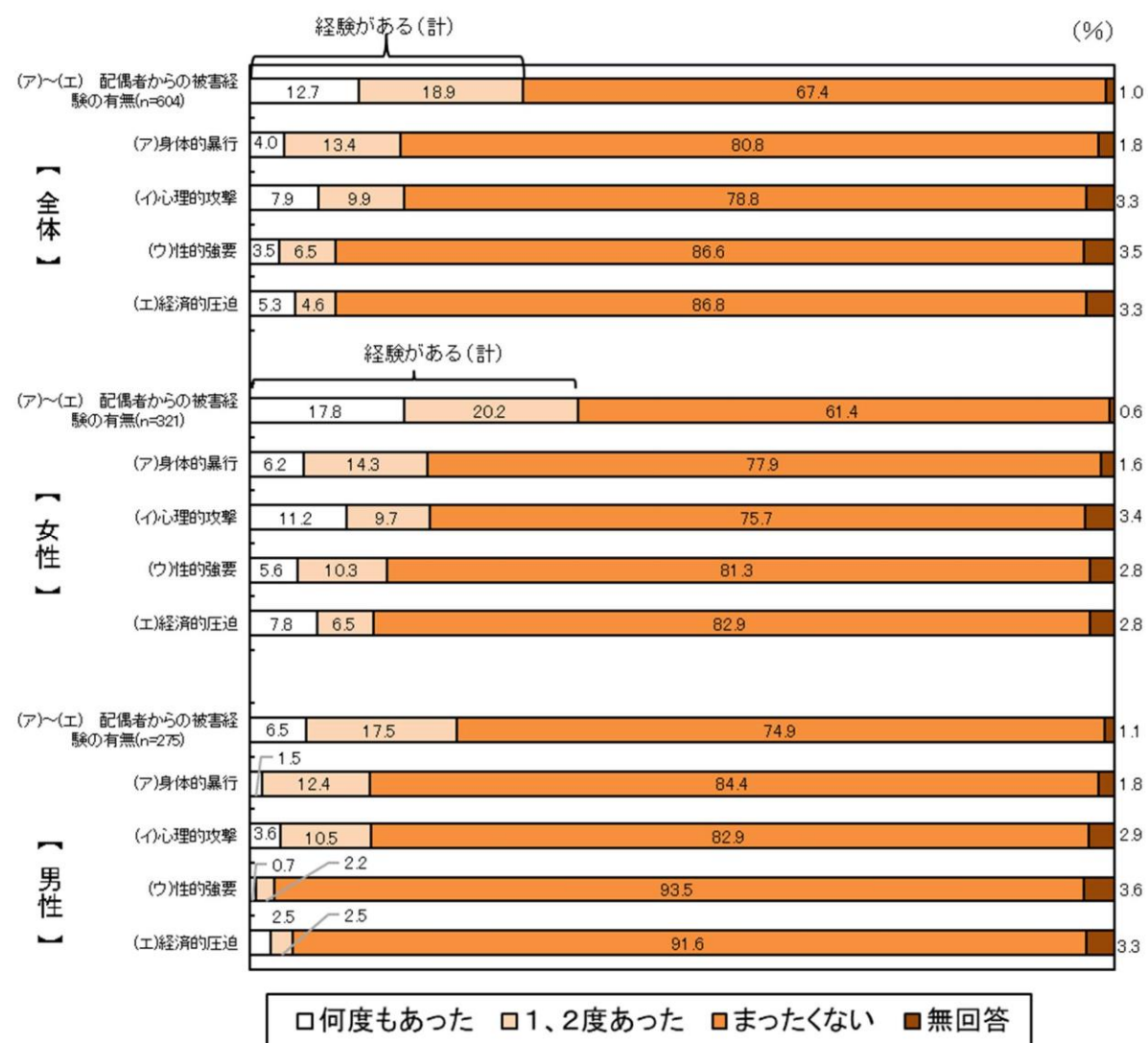
資料出典:最高裁判所事務総局民事局(千葉県児童家庭課)

(5)DV の被害経験

県民意識調査において、DV の被害経験について聞いたところ、全体「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」は、『経験がある(計)』が 31.6%、「まったくない」が 67.4%となっています。

性別でみると、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」、各行為全てで『経験がある(計)』は女性が男性よりも高くなっており、「(ア)～(エ)配偶者からの被害経験の有無」を比較すると、女性が 14.0 ポイント高くなっています。

図表VI-9 DV の被害経験(千葉県)



(ア)身体的暴行: ながぐつたり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど

(イ)心理的攻撃: 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など

(ウ)性的強要: いやがっているのに、性的な行為を強要される、見たくないのにポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

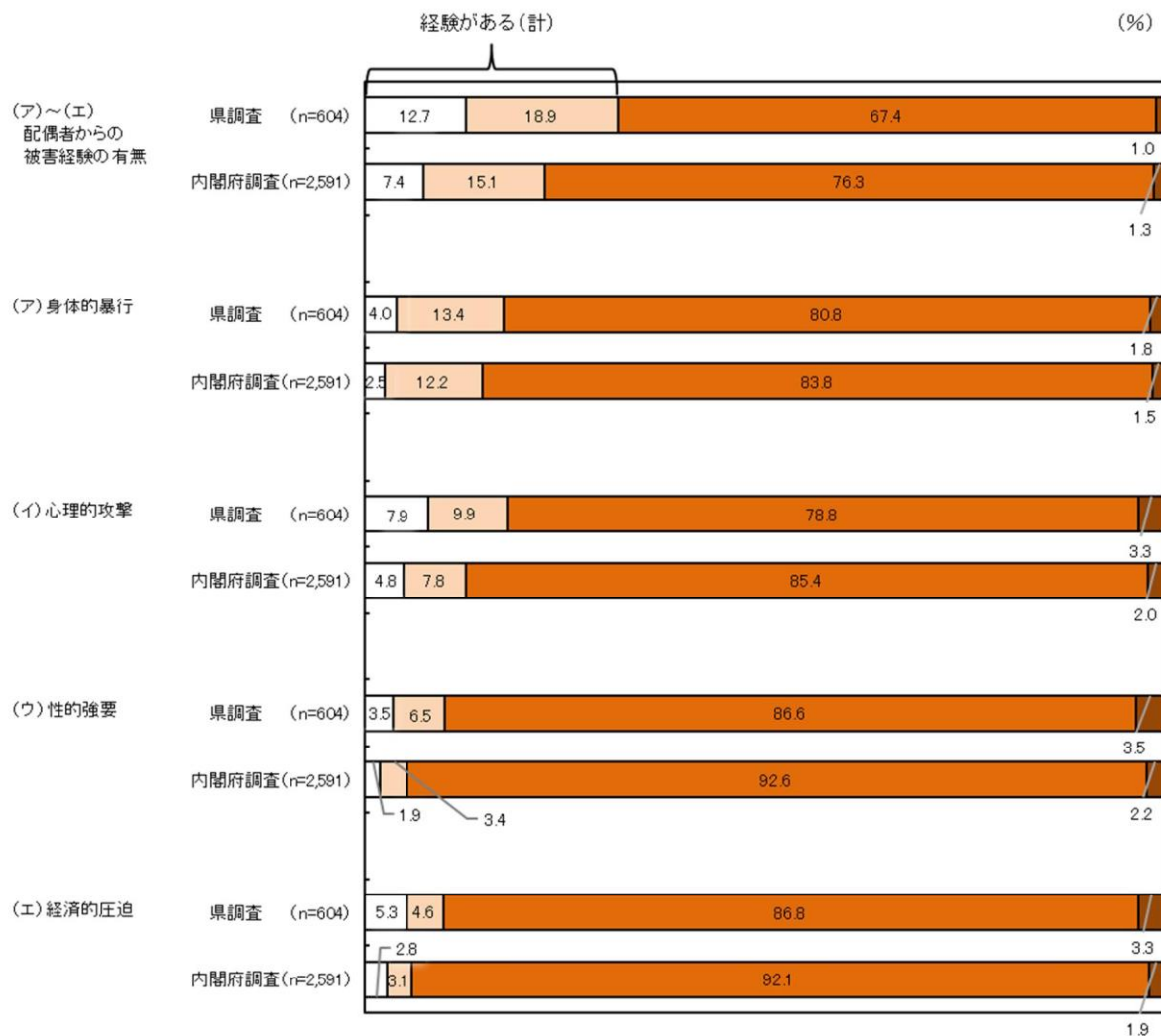
(エ)経済的圧迫: 生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

内閣府調査と比較すると、『経験がある(計)』は「(ア)～(エ)配偶者からの経験被害の有無」で県調査が内閣府調査よりも 5.5 ポイント高くなっています。各行為をみると、「(イ)心理的攻撃」は県調査が内閣府調査よりも 4.1 ポイント、「(ウ)性的強要」も県調査が 3.3 ポイント、「(エ)経済的圧迫」も県調査が 3.8 ポイント高くなっています。

図表VI-10 DVの被害経験(千葉県・全国)



資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)
 ※内閣府調査: 平成 29 年度男女間における暴力に関する調査

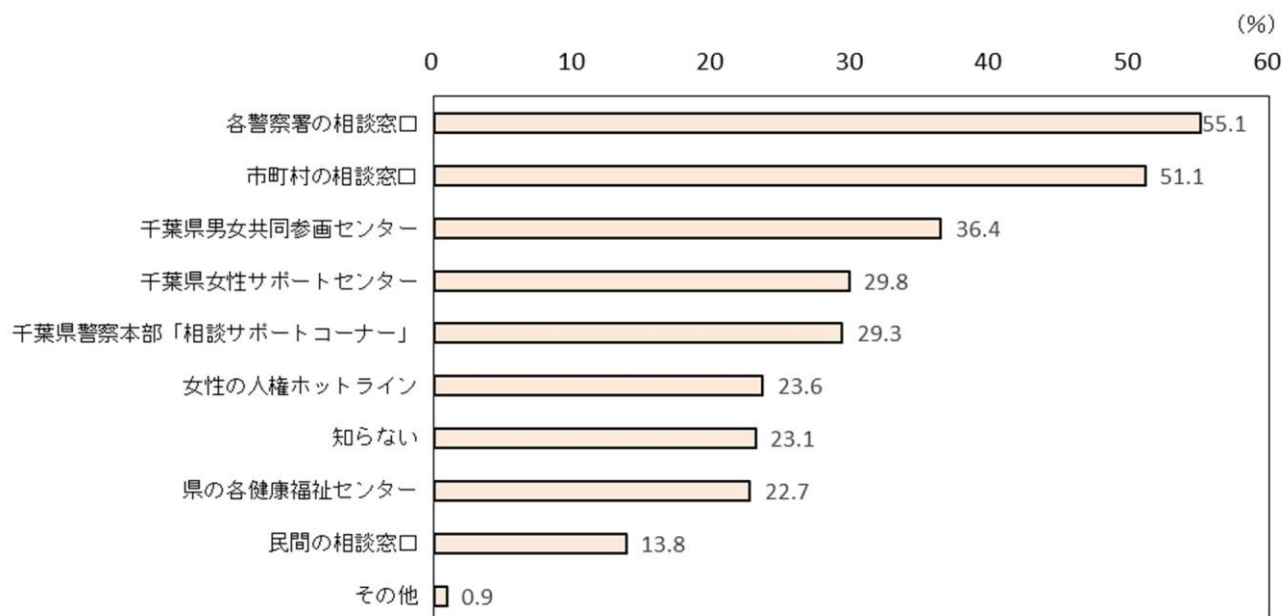
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-11 DVにあたる行為についての認識(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

図表VI-12 DVに関する相談窓口の認知度(千葉県)



資料出典:千葉県児童家庭課「DVに対する県民意識について(インターネットアンケート調査)」(令和2年度)

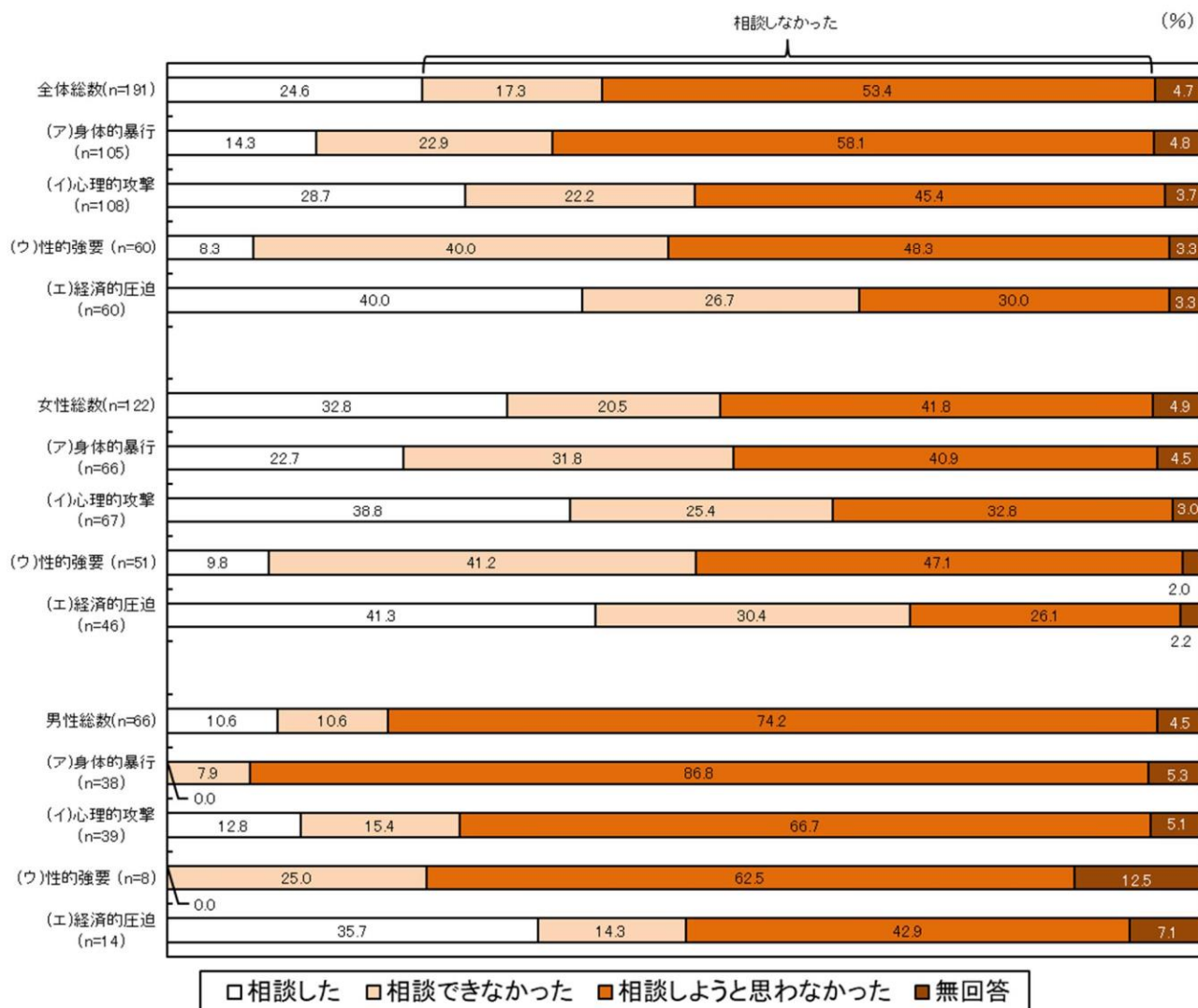
第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

(6)DV の被害相談

県民意識調査において、DV被害の相談有無について聞いたところ、全体総数は、「相談した」が 24.6%、「相談できなかった」が 17.3%、「相談しようと思わなかった」が 53.4%となっています。

性別でみると、総数で「相談した」は女性が男性よりも 22.2 ポイント高くなっています。一方、「相談しなかった(計)」は総数、各行為全てで男性が女性よりも高くなっており、総数を比較すると、男性が 22.5 ポイント高く、「(ア)身体的暴行」では男性が 22.0 ポイント高くなっています。

図表VI-13 DV 被害の相談有無(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)

2 性犯罪(性的暴行事案等)

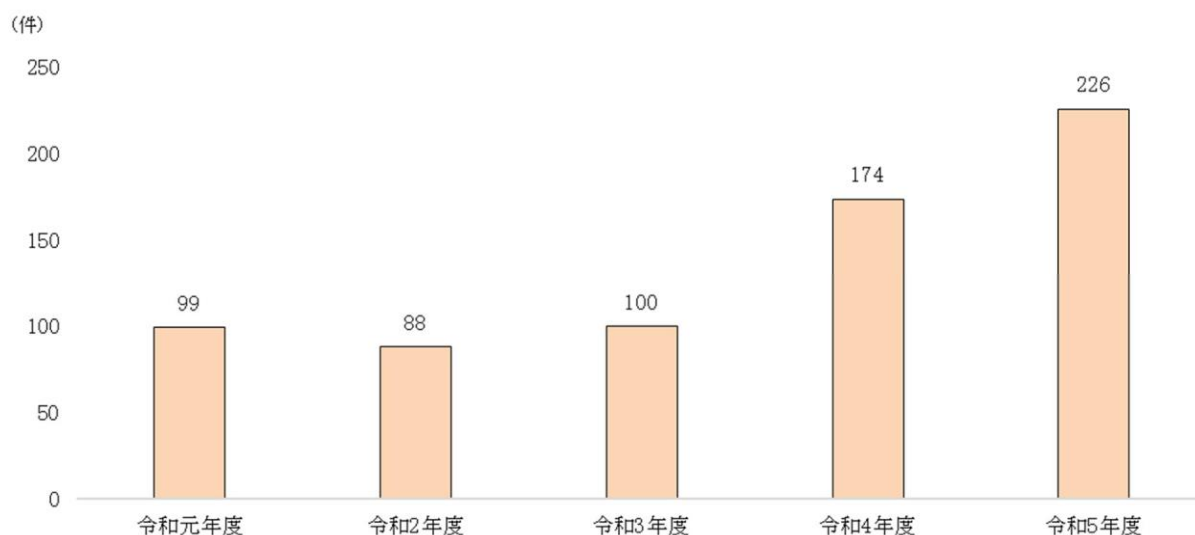
(1) 相談件数

千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害 110 番」を運用していたところ、平成 29 年 8 月 3 日から性犯罪の被害に遭われた方がより相談しやすい環境を整備するため、相談窓口の名称を「性犯罪 110 番」に改め、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」を導入しました。性犯罪被害者に対して「あなたの心(ハート)に寄り添いたい。ひとりで悩まずにまずは相談してみませんか。」という思いを込め、男女を問わず性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表VI-14 千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移



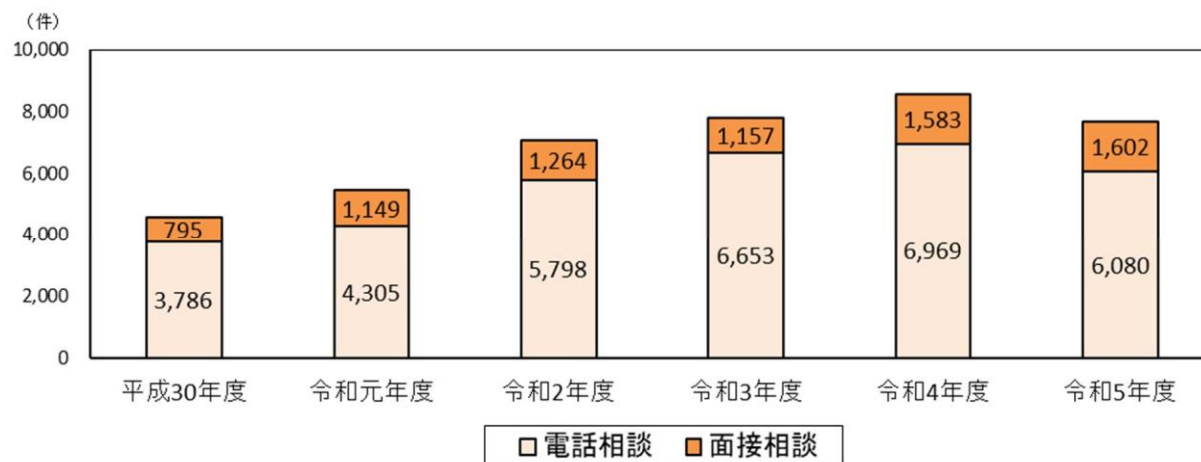
資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

警察への届出を躊躇している方も届出を行った方と同様の支援が受けられるよう、平成 29 年 10 月から、性犯罪・性暴力被害者に対する総合的な支援を提供する「ワンストップ支援センター」を中心とした支援体制がスタートしました。県では、特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと、及び、(公社)千葉犯罪被害者支援センターの2団体をワンストップ支援センターに位置付け、両団体において相談対応等を行っています。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数は、下のグラフのとおりです。

図表VI-15 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(千葉県)

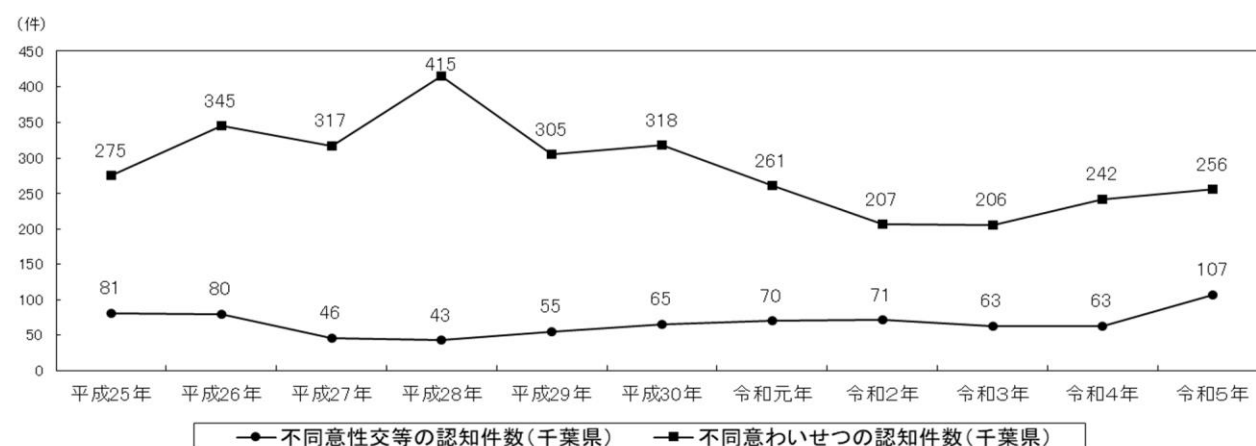


資料出典:千葉県くらし安全推進課

(2)性犯罪の認知件数

千葉県における令和 5 年の不同意性交等の認知件数は 107 件で、不同意わいせつの認知件数は 256 件であり、前年と比べ、いずれの認知件数も増加しています。

図表VI-16 不同意性交等・不同意わいせつの認知件数(千葉県)

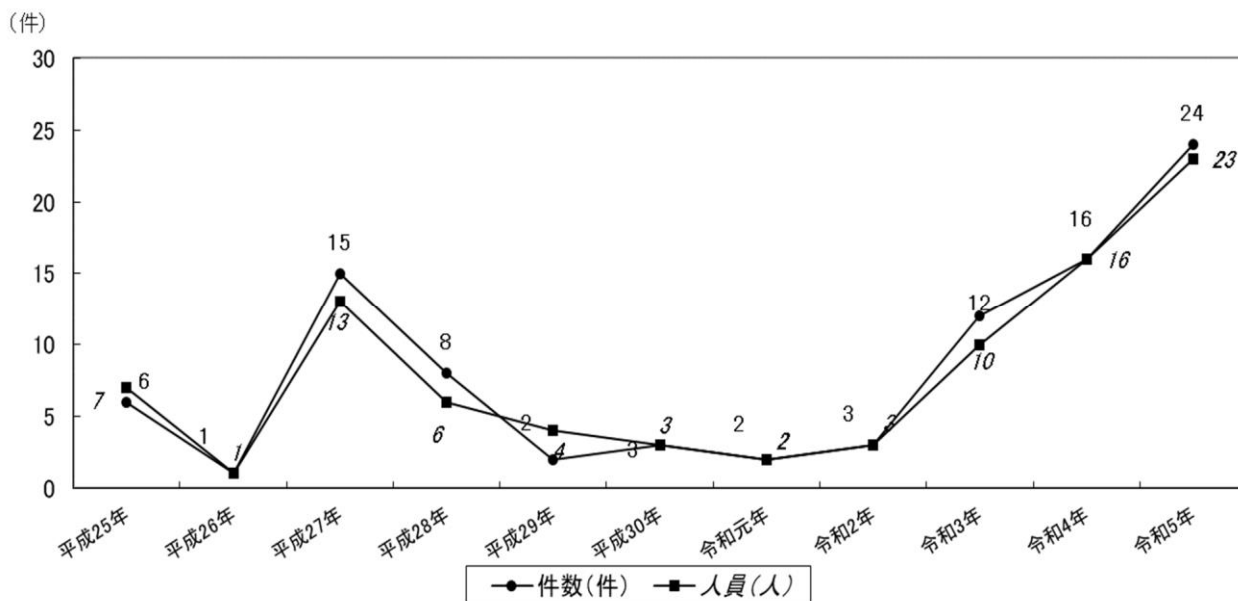


※刑法の一部が改正(令和 5 年 7 月 13 日施行)され、強姦性交等及び強姦わいせつの罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦性交等」が「不同意性交等」、「強姦わいせつ」が「不同意わいせつ」に変更されている。

資料出典:千葉県警察本部

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VI 人権

図表VI-17 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出典:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県警察における令和5年のストーカー事案の認知件数は693件であり、前年に比べて検挙件数は増加しているものの、ストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数は減少しています。

図表VI-18 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法に基づく 対応 (警告・禁止命令等・援助)	ストーカー規制法 によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成26年	600	80	24	56	159	916
平成27年	529	87	29	58	142	847
平成28年	651	113	27	86	125	1,031
平成29年	731	84	20	64	106	1,142
平成30年	532	95	25	70	108	819
令和元年	437	74	16	58	71	707
令和2年	487	85	31	54	102	777
令和3年	610	79	23	56	90	1,000
令和4年	737	88	19	69	87	1,185
令和5年	693	92	31	61	82	1,122

※ストーカー規制法に基づく対応については、禁止命令等の件数を遡って追加計上した。

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

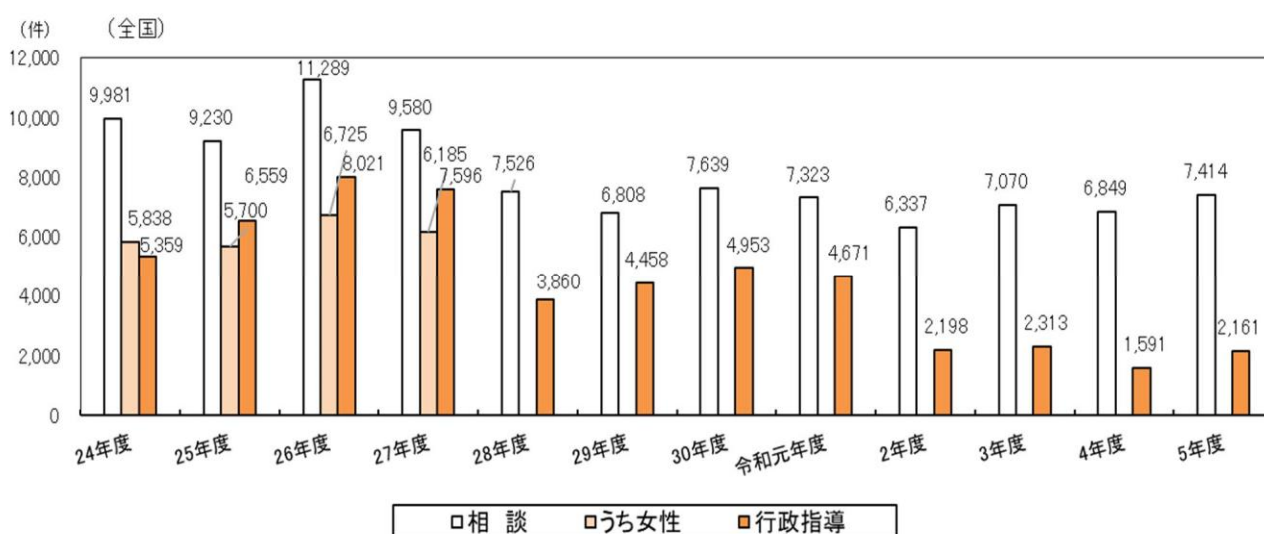
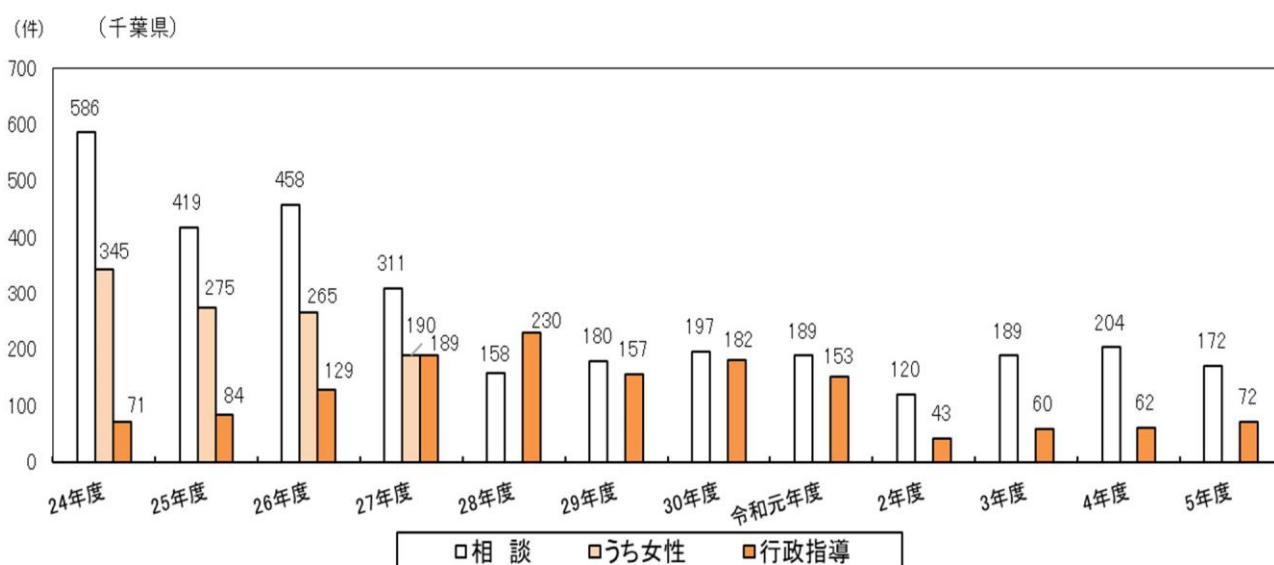
資料出典:千葉県警察本部

4 セクシュアル・ハラスメント

平成 19 年 4 月 1 日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成 19 年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表VI-19 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	189	7,323	120	6,337	189	7,070	204	6,849	172	7,414
行政指導件数	153	4,671	43	2,198	60	2,313	62	1,591	72	2,161



※セクシュアル・ハラスメントについて、平成 27 年度以前と平成 28 年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。

※相談者の男女別の件数は把握していない。

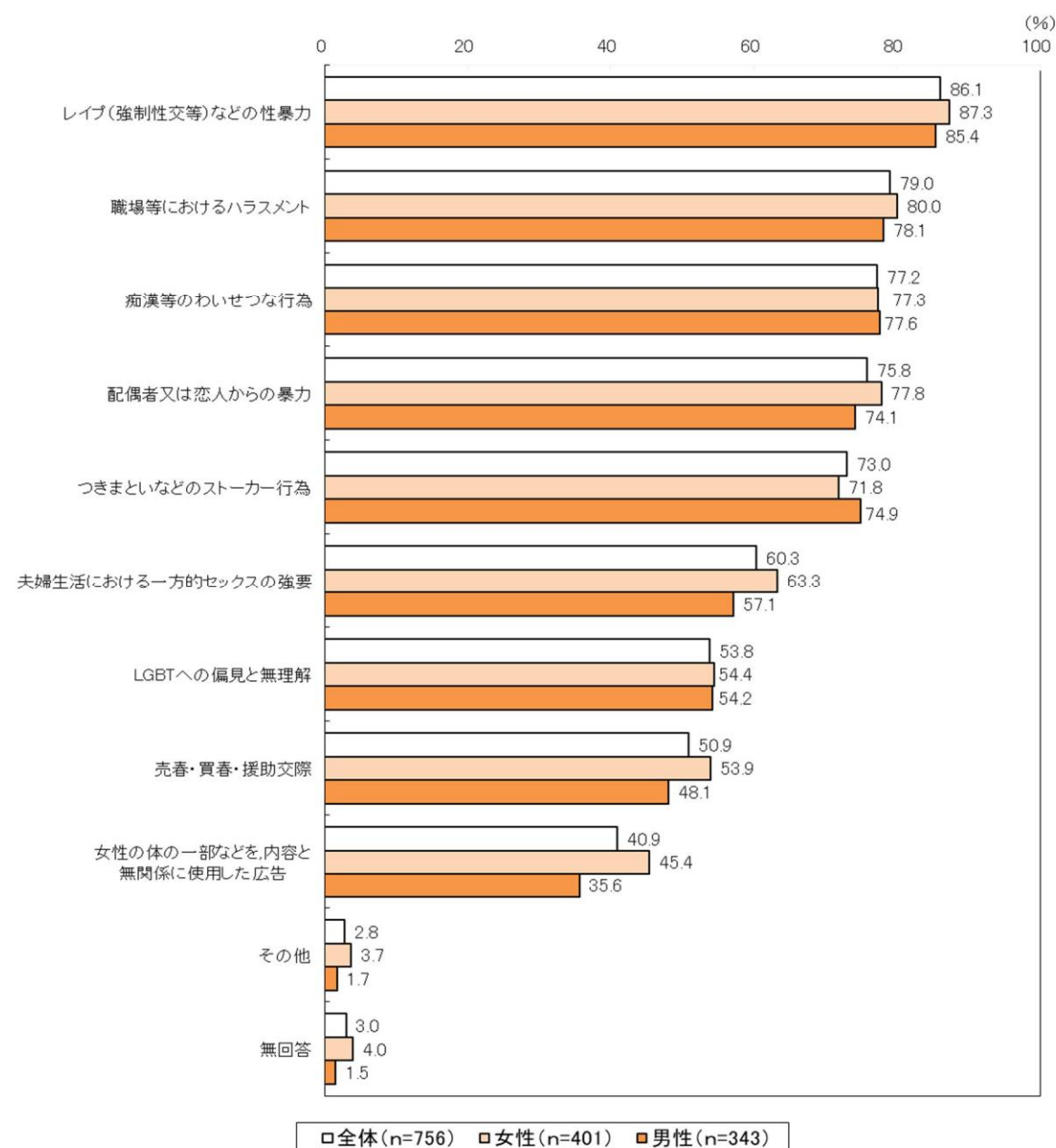
資料出典: 千葉労働局 雇用環境・均等室

5 人権が侵害されていると感じること

県民意識調査において、人権が侵害されていると感じることについて聞いたところ、「レイプ(強制性交等)などの性暴力」が 86.1%で最も高く、次いで「職場等におけるハラスメント」が 79.0%、「痴漢等のわいせつな行為」が 77.2%となっています。

性別でみると、「女性の体の一部などを、内容と無関係に使用した広告」は女性が男性よりも 9.8 ポイント高く、「売春・買春・援助交際」も女性が 5.8 ポイント高くなっています。一方、「つきまといなどのストーカー行為」は男性が女性よりも 3.1 ポイント高くなっています。

図表VI-20 人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出典: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年 11 月)

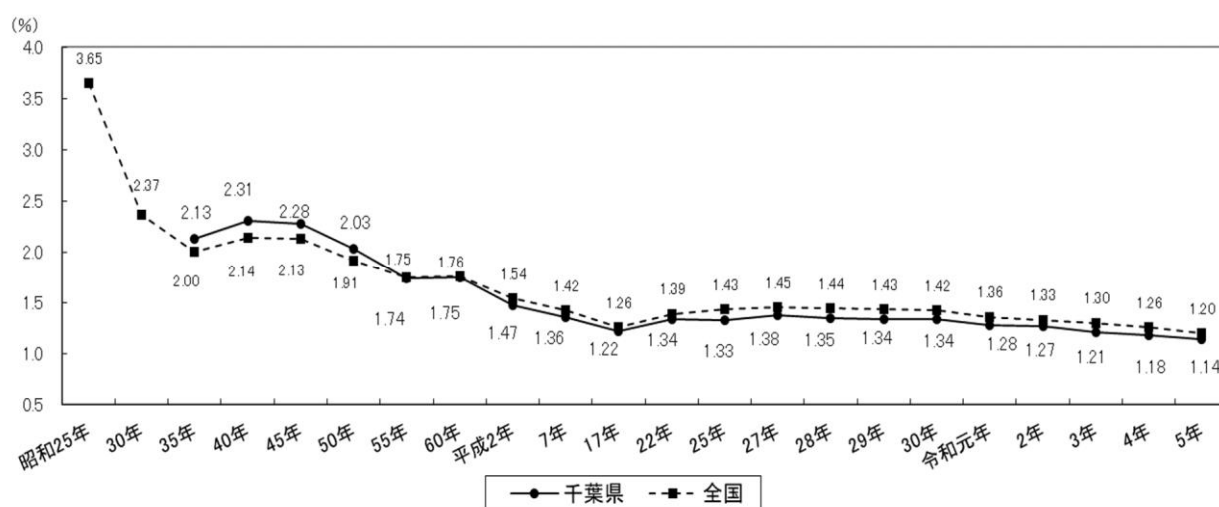
VII 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、平成28年より減少傾向となっています。

図表VII-1 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

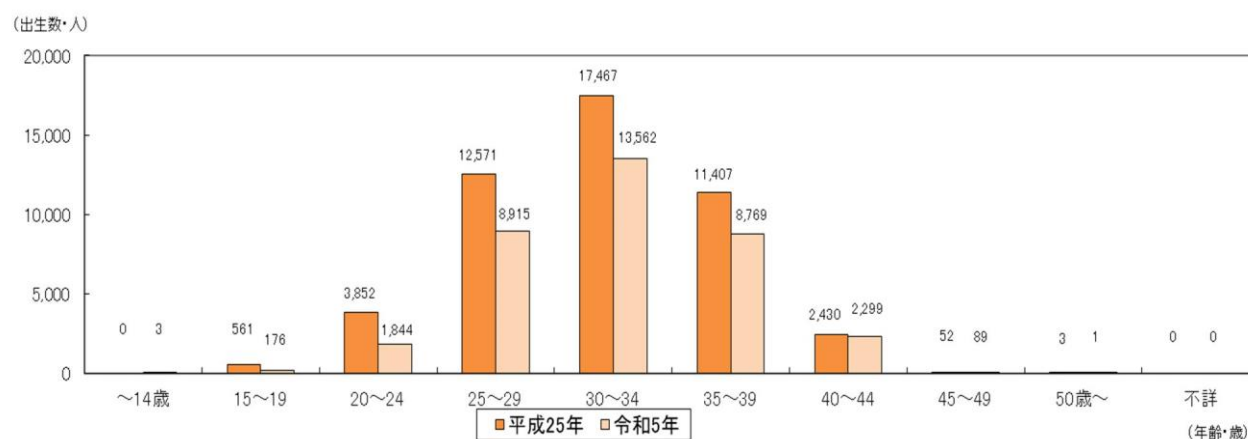


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成25年、令和5年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっています。令和5年は14歳以下、45～49歳の階級で増加している一方、それ以外の階級で減少しています。

図表VII-2 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

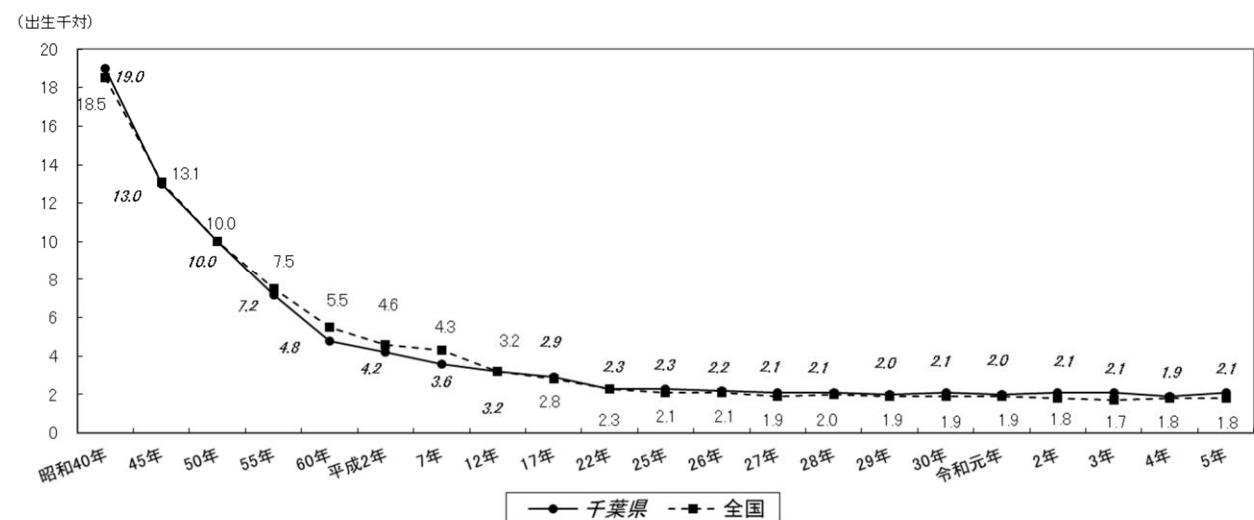


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率は、昭和 50 年頃までともに急速に低下しましたが、近年では、乳児死亡率は 1.9～2.3、新生児死亡率は 0.8～1.1 と横ばいで推移しています。

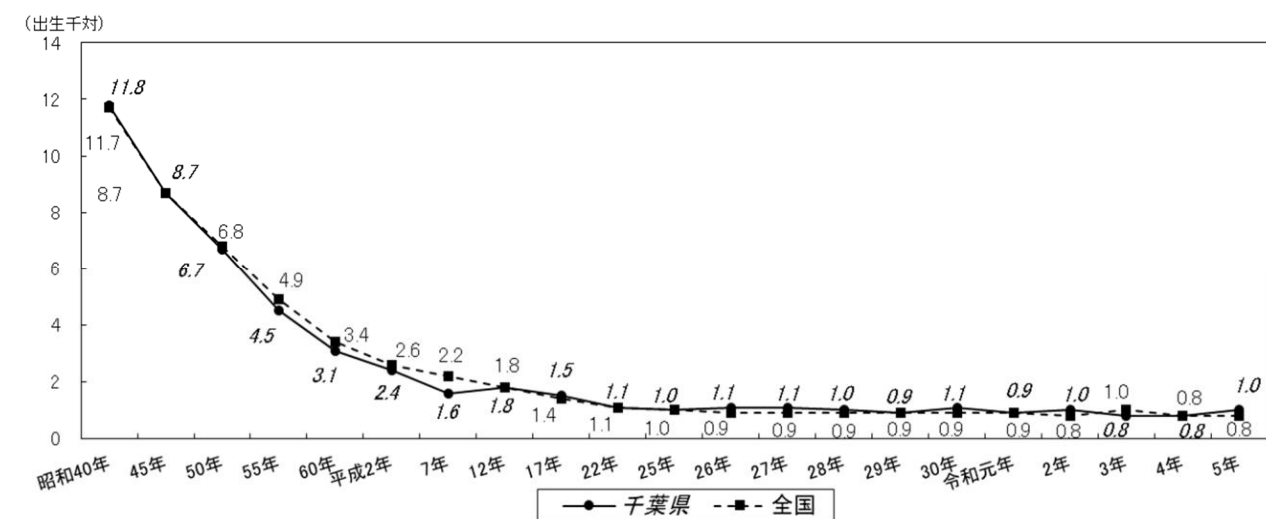
図表VII-3 乳児死亡率* の推移(千葉県・全国)



* 乳児死亡: 生後1年未満の死亡

資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和 5 年)

図表VII-4 新生児死亡率*の推移(千葉県・全国)



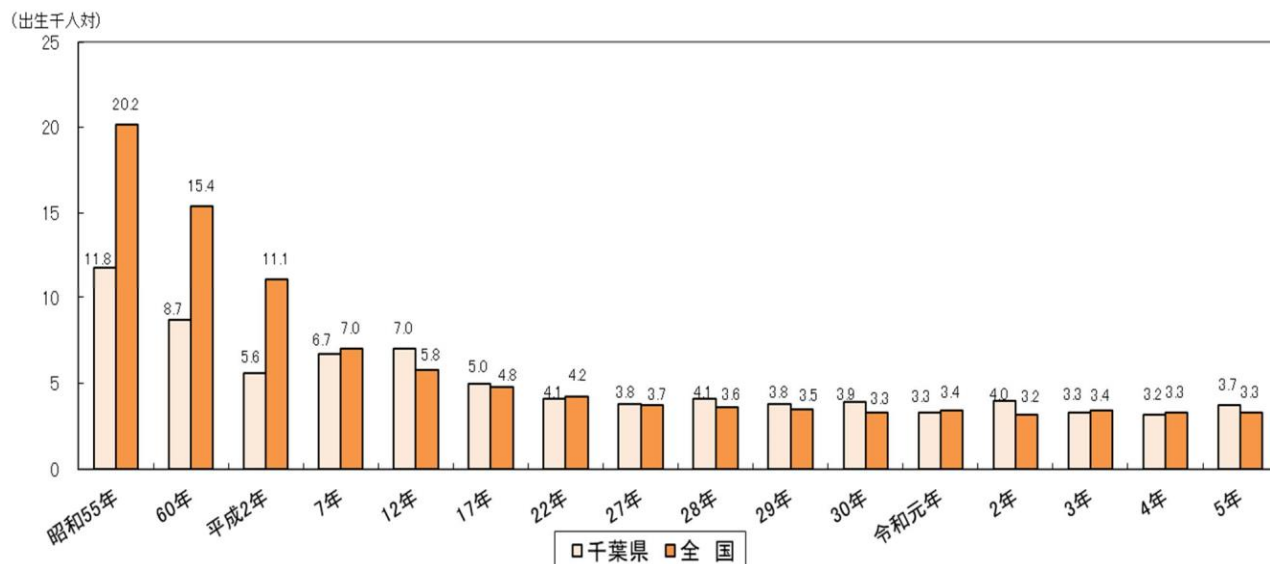
* 新生児死亡: 生後4週間未満の死亡

資料出典: 厚生労働省「人口動態統計」(令和 5 年)

(4) 周産期死亡率の推移

令和5年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は3.7であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表VII-5 周産期死亡率*の推移(千葉県・全国)



*周産期死亡率:【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠22週以降の死産数)】×1,000

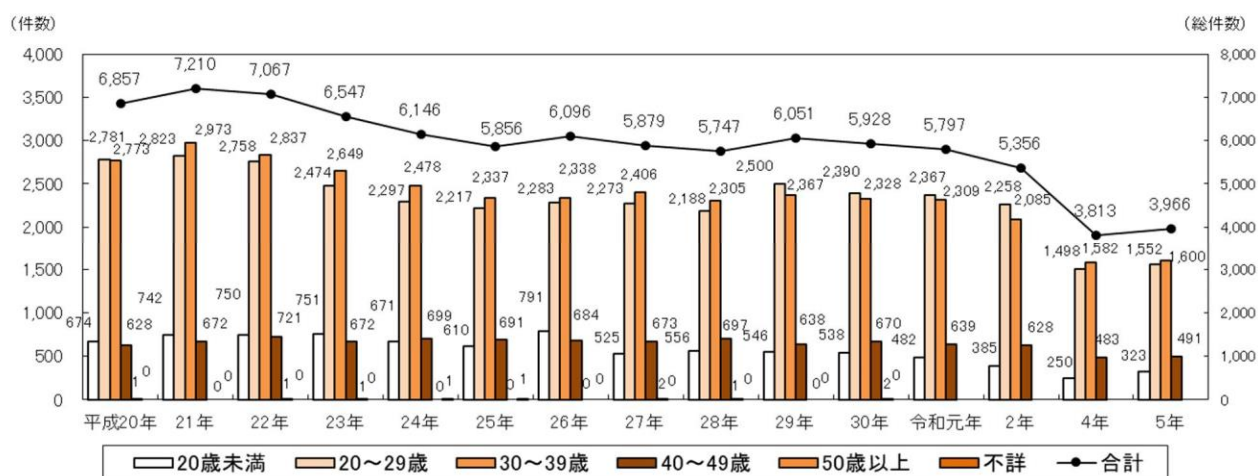
出産1,000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移し、令和5年は3,966と、前年より増加しました。

図表VII-6 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



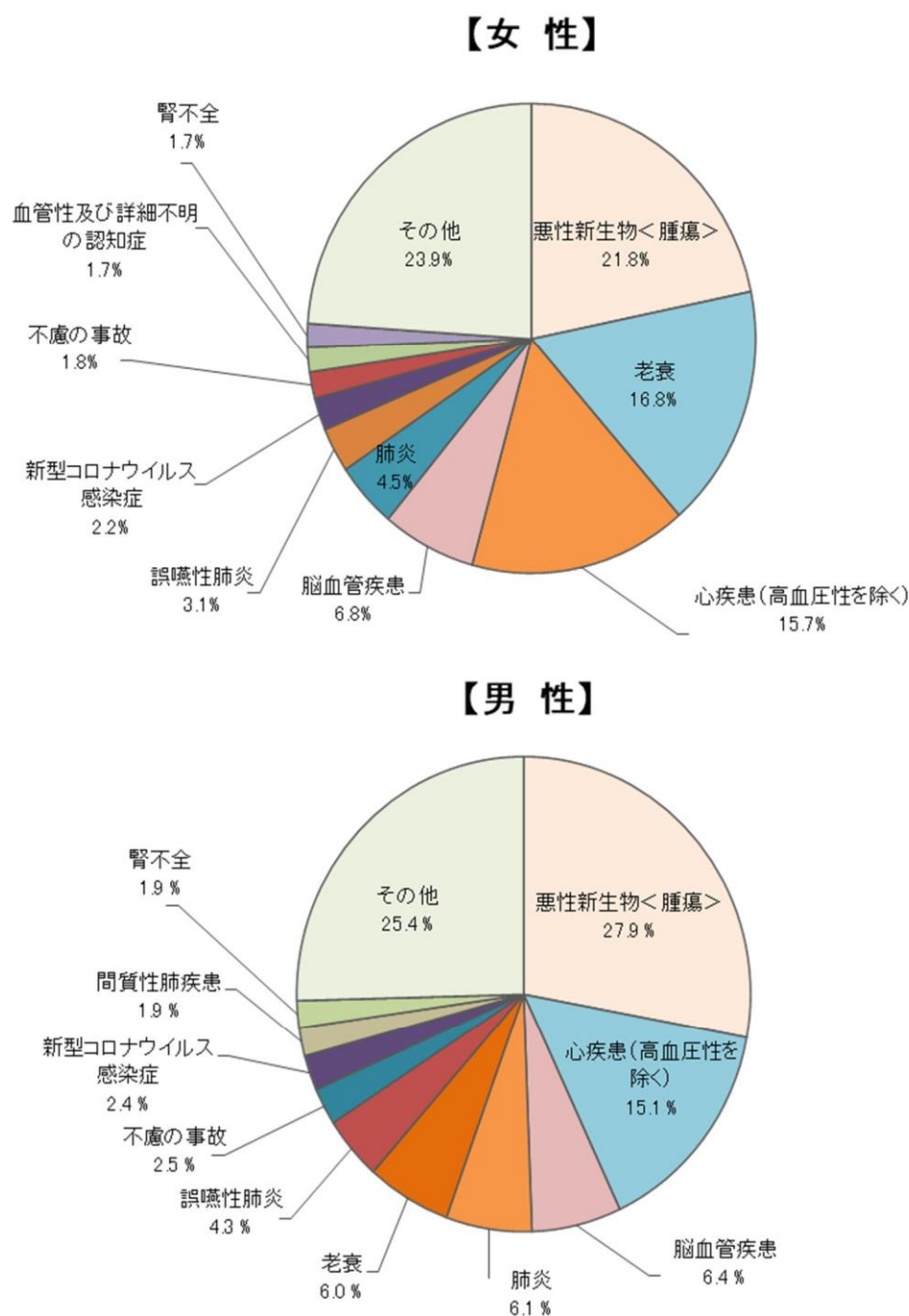
資料出典:厚生労働省「衛生行政報告例」

2 こころとからだの健康

(1) 主な死因の構成割合

令和5年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物＜腫瘍＞」による死亡が最も多くなっており、特に男性でその割合が高くなっています。次いで、女性では「老衰」、男性では「心疾患（高血圧性を除く）」の割合が高くなっています。

図表VII-7 男女別主要死因の構成割合(千葉県)

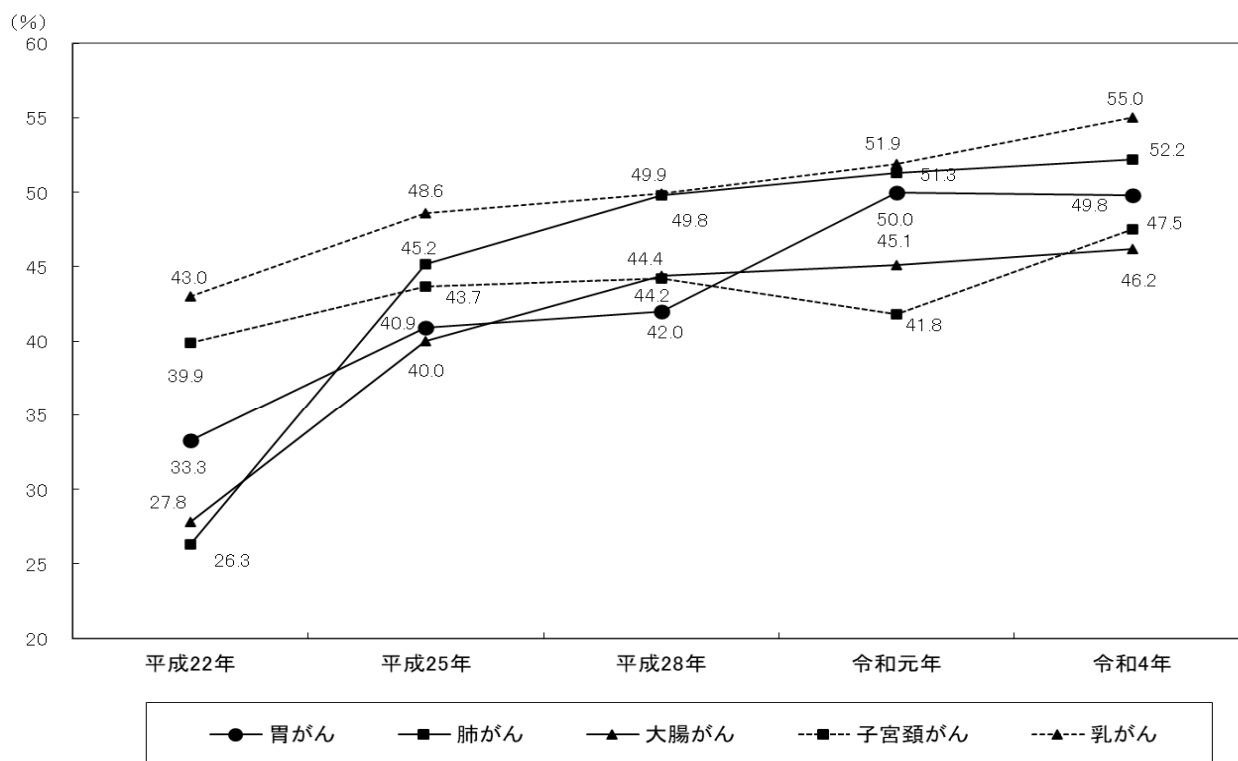


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VII 健康

(2)がん検診の受診率

図表VII-8 がん検診の受診率(千葉県)



資料出典:厚生労働省「国民生活基礎調査(千葉県分)」40～69 歳 過去1年間の受診率

※胃がんは平成 22 年、平成 25 年、平成 28 年は 40～69 歳の過去 1 年間の受診率、令和元年、令和4年は 50～69 歳の過去2年間の受診率

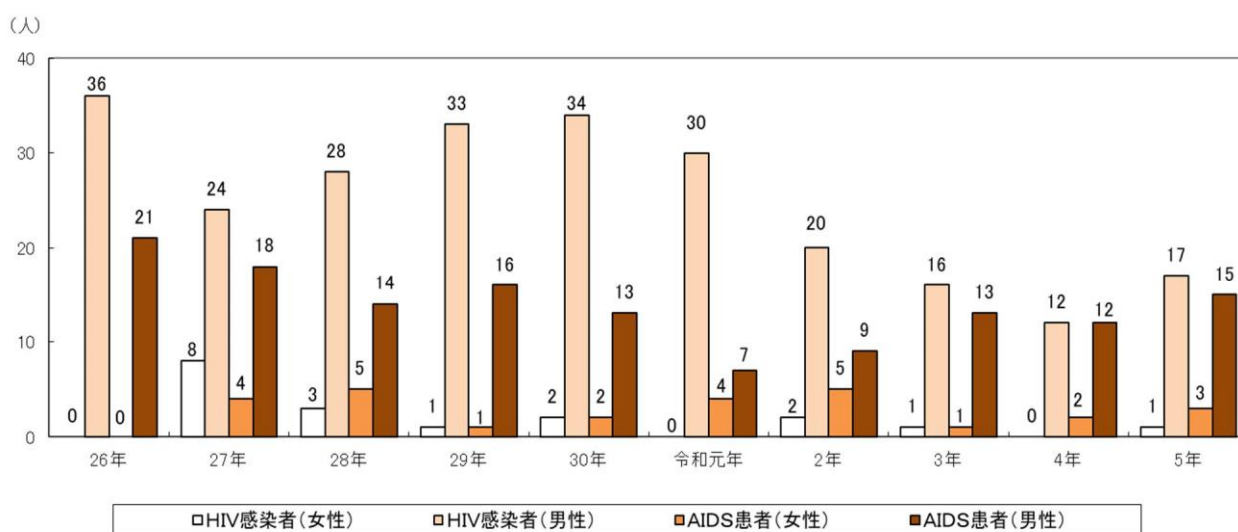
※乳がんは過去 2 年間の受診率

※子宮頸がんは 20～69 歳の過去 2 年間の受診率

(3)HIV感染者・AIDS患者の数

HIV感染者・AIDS患者の新規届出の約 90%を男性が占めています。

図表VII-9 男女別 HIV 感染者・AIDS 患者届出状況(千葉県)

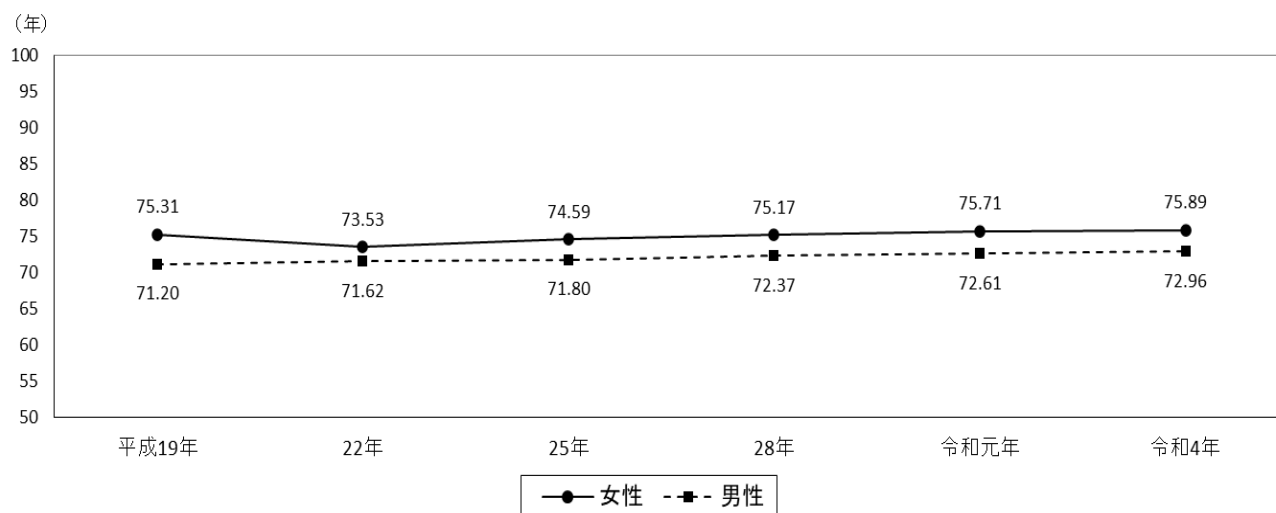


資料出典:千葉県疾病対策課

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VII 健康

(4)健康寿命の推移

図表VII-10 男女別健康寿命の推移(千葉県)

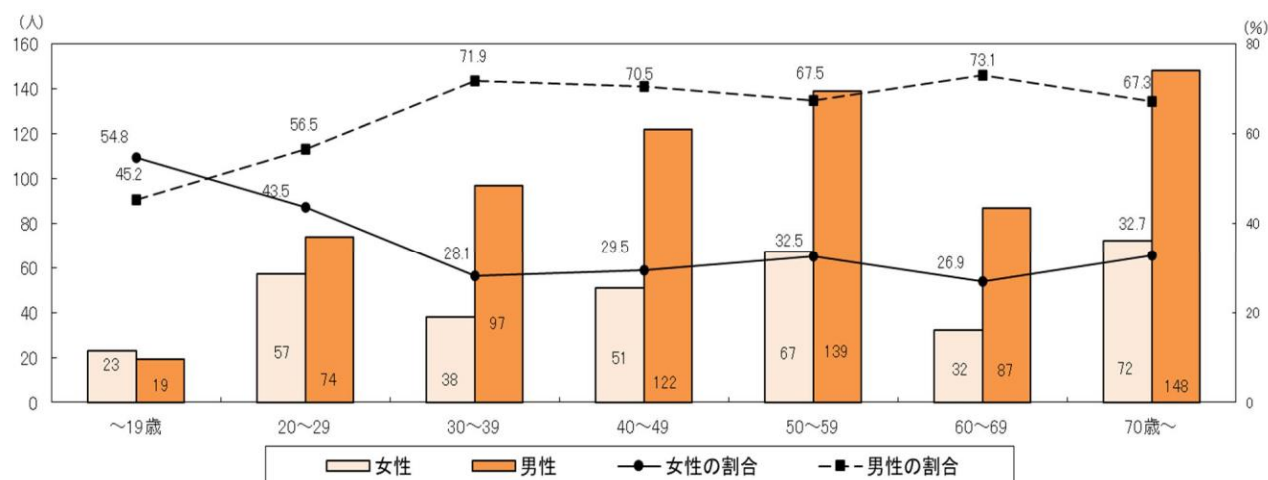


資料出典:厚生労働省公表

(5)自殺者の状況

自殺者総数に占める男女別・年齢階級別の割合を見ると、19歳以下を除く年代で男性の割合が高くなっています。また、女性は、19歳以下が54.8%と最も高く、次いで、20歳代、70歳代の順となっています。

図表VII-11 男女別・年齢別自殺者数(千葉県)

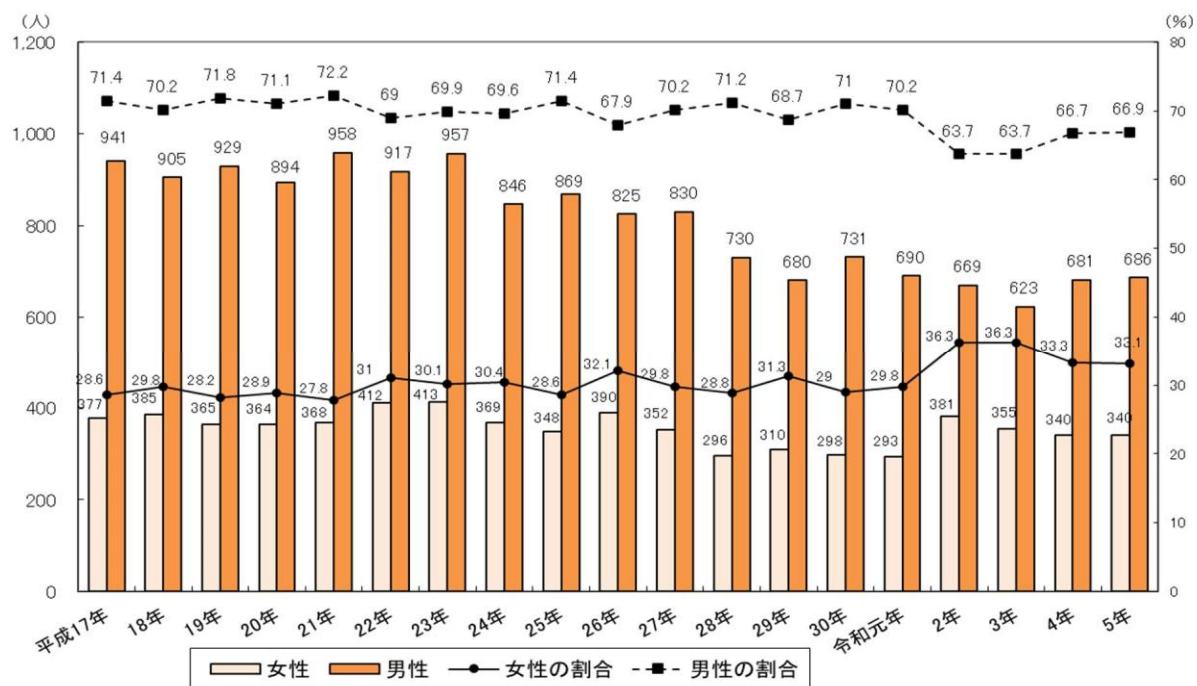


資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

自殺者総数に占める男女別の割合について推移を見ると、男性は令和4年66.7%から令和5年66.9%と、0.2ポイント増加する一方で、女性は令和4年の33.3%から令和5年の33.1%と、0.2ポイント減少しています。

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 VII 健康

図表VII-12 自殺者数の推移(千葉県)



資料出典:厚生労働省「人口動態統計」(令和5年)

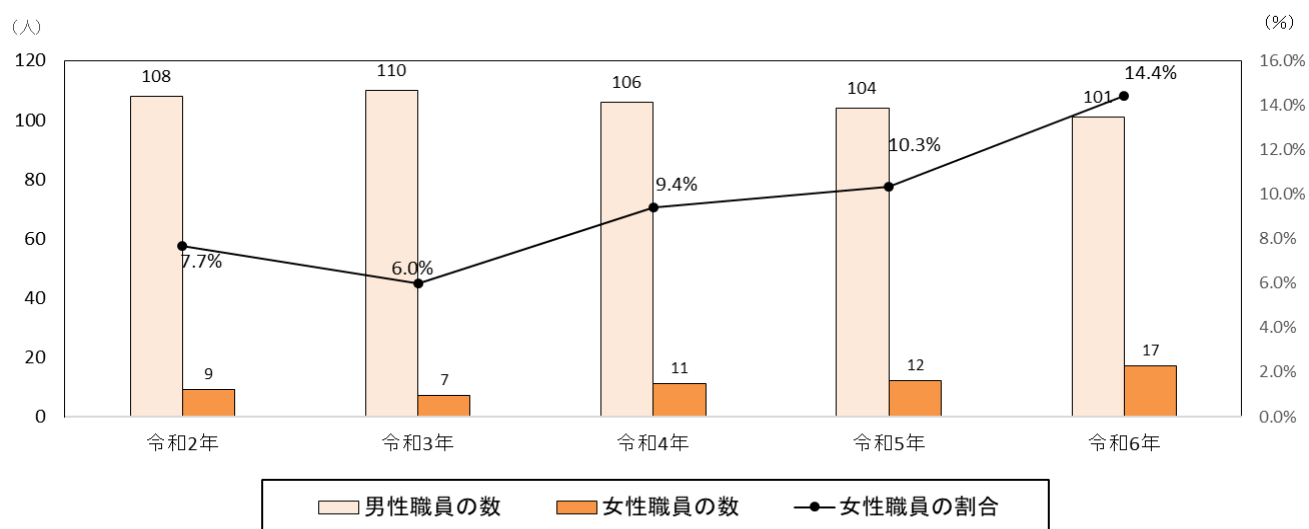
VIII 防災

1 防災等について

(1) 千葉県防災危機管理部における女性職員の割合(千葉県)

千葉県防災危機管理部における女性職員の割合は、近年、10%前後で推移しています。

図表VIII-1 千葉県防災危機管理部における女性職員の割合

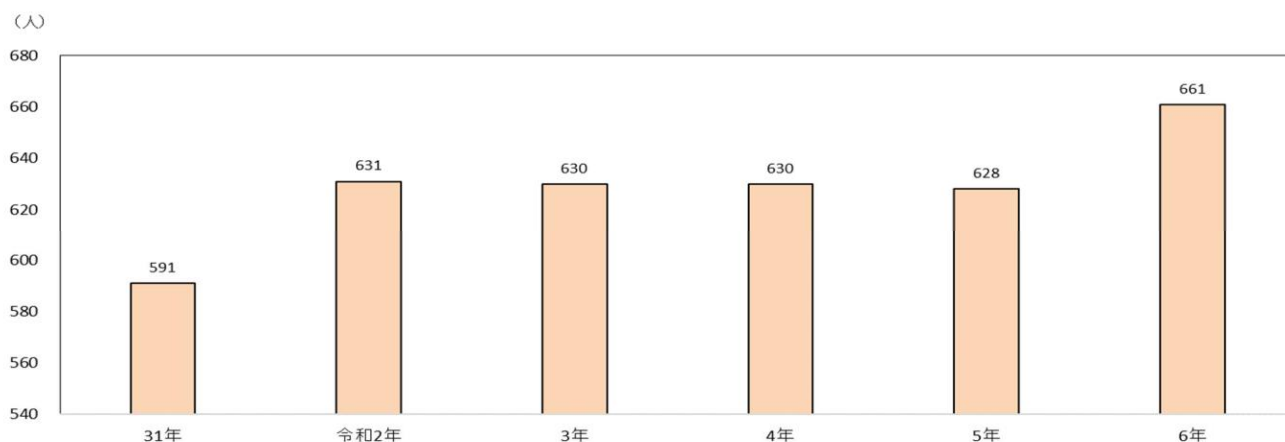


資料出典:千葉県危機管理政策課(各年4月1日現在)

(2) 県内消防団における女性消防団員数(千葉県)

千葉県内消防団における女性消防団員数は、令和2年以降、横ばいで推移していましたが、令和6年に増加しました。

図表VIII-2 県内消防団における女性消防団員数(千葉県)



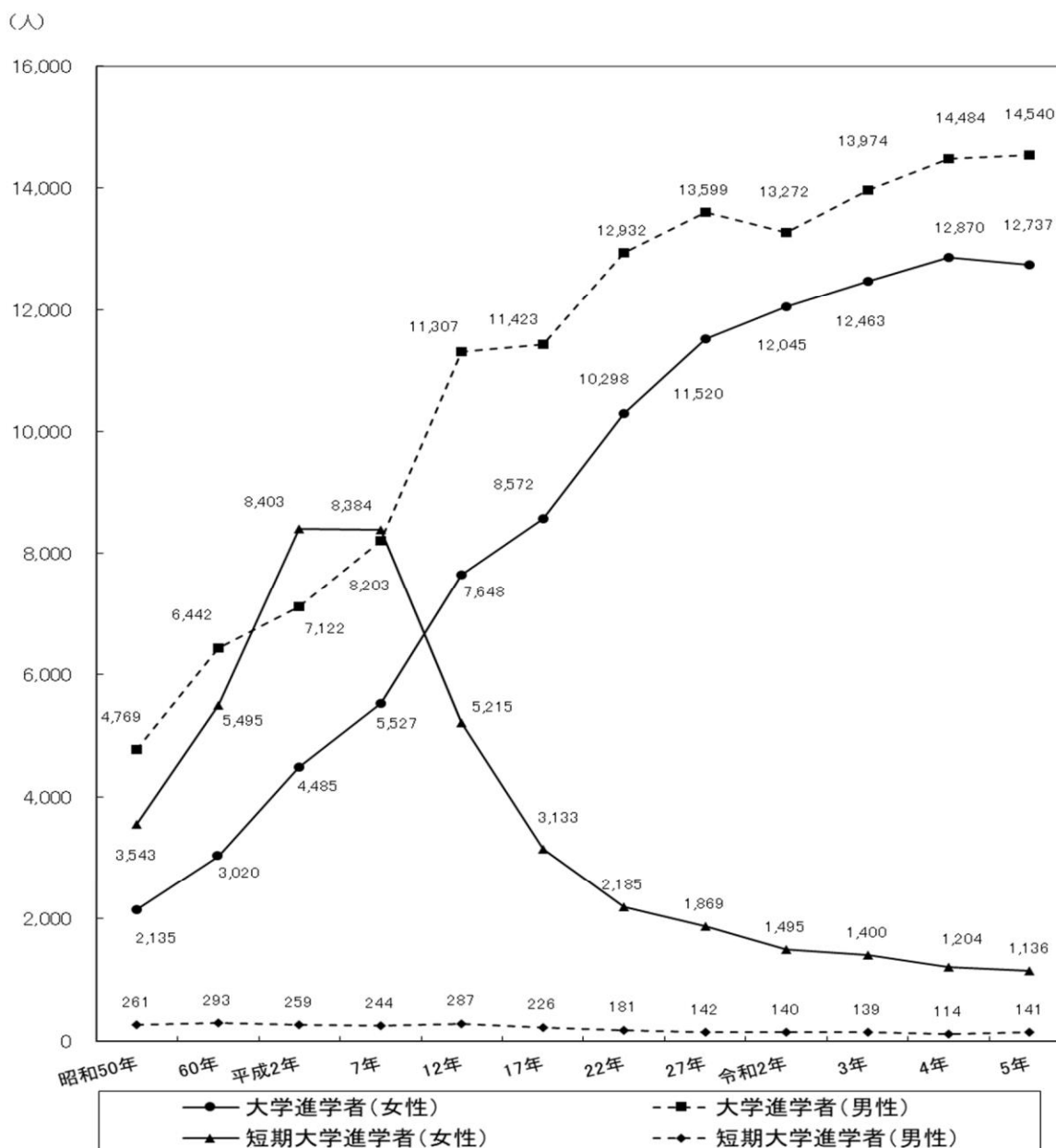
資料出典:消防庁「消防団の組織概要等に関する調査」(各年4月1日)

IX 教育

1 大学等への進学状況

女性の大学進学者数は、増加傾向にあります。令和5年の大学進学者は、男性が女性より1,803人多く、同年の短期大学進学者は、女性が男性より995人多くなっています。

図表IX-1 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

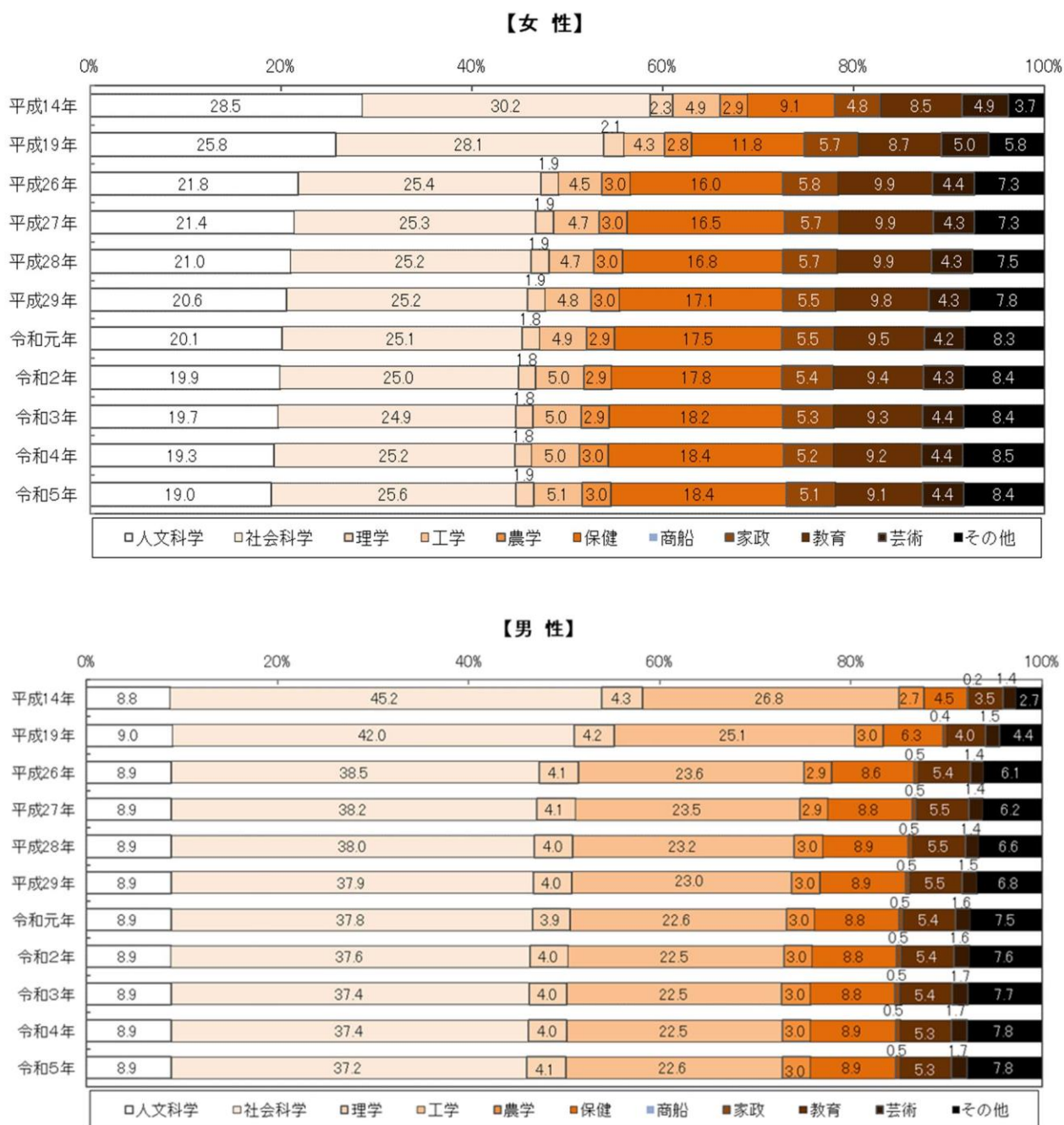


資料出典:文部科学省「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学の専攻分野別にみた学生数の推移をみると、近年は、どの専攻分野も大きな増減は見られません。その中でも、女性は、工学分野、保健分野が緩やかに増加しており、家政分野、教育分野は緩やかに減少しています。男性は、芸術分野が緩やかに増加し、社会科学分野、工学分野が緩やかに減少しています。

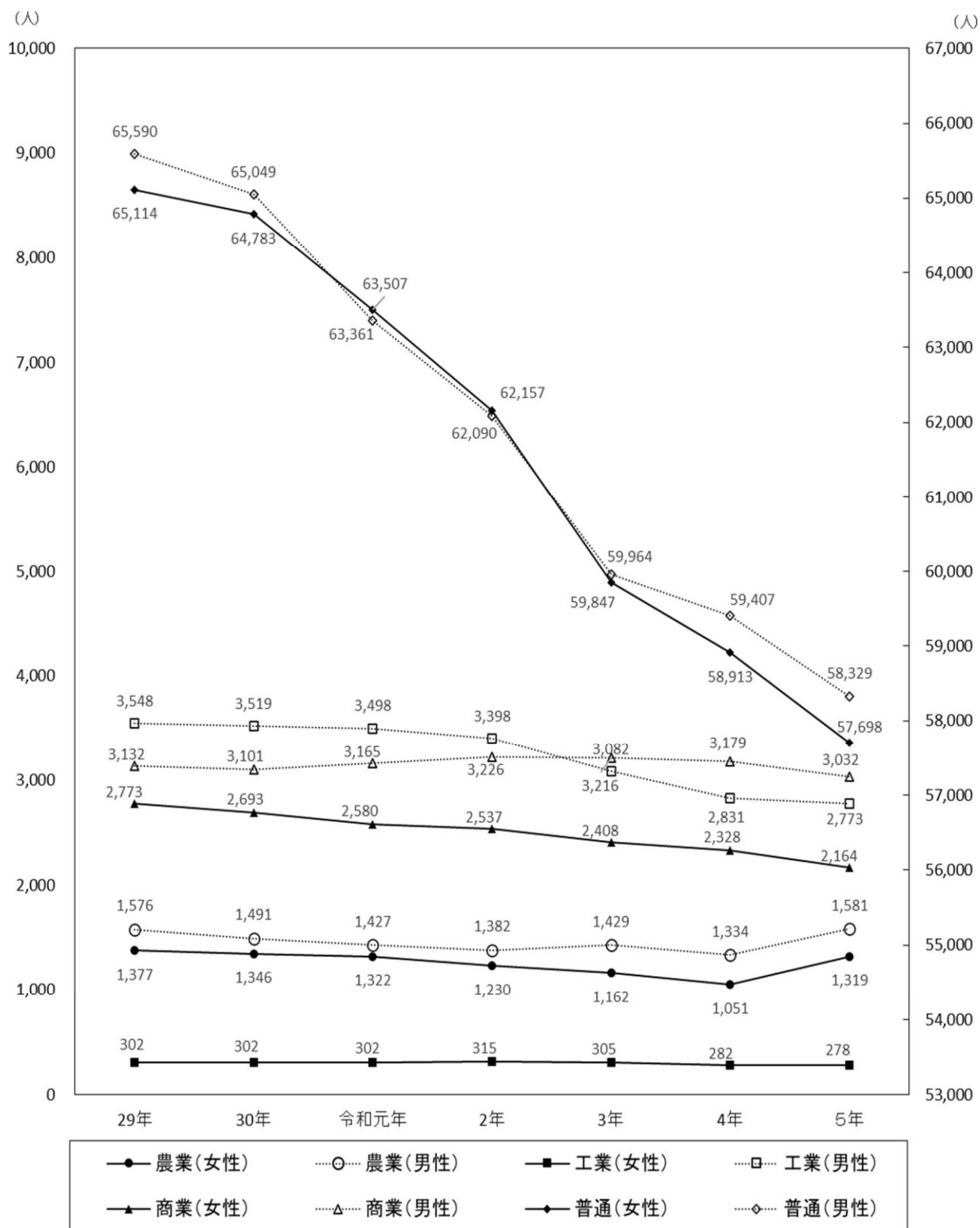
図表IX-2 大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出典: 文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)を基に算出

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 Ⅹ 教育

図表Ⅸ-3 高等学校の主な学科別生徒数の推移(千葉県)



※全日制と定時制の合計(通信制を除く)

資料出典:千葉県「千葉県教育便覧」(各年5月1日現在)

X 国際

1 政策・方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を測る指数GGI(ジェンダーギャップ指数*)では、2024 年日本は 146 か国中 118 位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

図表 X-1 ジェンダーギャップ指数(国際比較)

2024年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2023年の順位
1	アイスランド	0.935	0.815	0.992	0.962	0.972	1
2	フィンランド	0.875	0.796	1.000	0.970	0.734	3
3	ノルウェー	0.875	0.799	0.993	0.962	0.746	2
4	ニュージーランド	0.835	0.741	1.000	0.966	0.631	4
5	スウェーデン	0.816	0.794	1.000	0.963	0.506	5
6	ニカラグア	0.811	0.642	1.000	0.978	0.626	7
7	ドイツ	0.810	0.676	0.987	0.972	0.604	6
8	ナミビア	0.805	0.783	1.000	0.980	0.456	8
9	アイルランド	0.802	0.737	1.000	0.964	0.507	11
10	スペイン	0.797	0.732	0.998	0.966	0.494	18
14	英国	0.789	0.717	1.000	0.965	0.474	15
22	フランス	0.781	0.726	1.000	0.970	0.428	40
36	カナダ	0.761	0.746	0.996	0.968	0.334	30
43	米国	0.747	0.765	1.000	0.970	0.251	43
87	イタリア	0.703	0.607	0.996	0.967	0.243	79
94	韓国	0.696	0.605	0.980	0.976	0.223	105
106	中国	0.684	0.737	0.934	0.940	0.123	107
118	日本	0.663	0.568	0.993	0.973	0.118	125

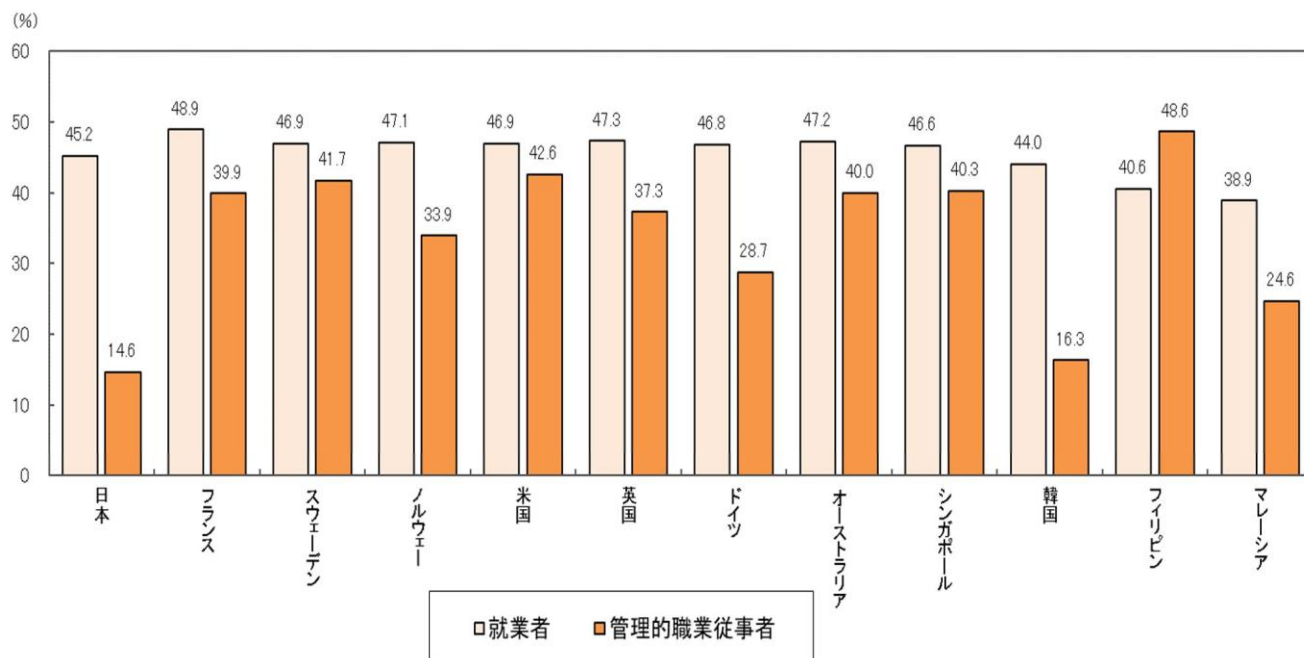
*経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する。

資料出典:世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2024」

第1部 千葉県における男女共同参画の状況 X 国際

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が約2～5割であるのに対し、日本は約1割程度に留まっています。

図表 X-2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」、その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。

2. 日本、米国及び韓国は令和5(2023)年、オーストラリアは令和2(2020)年、英国は令和元(2019)年、その他の国は令和4(2022)年の値。

3. 総務省「労働力調査」の「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和6年6月)

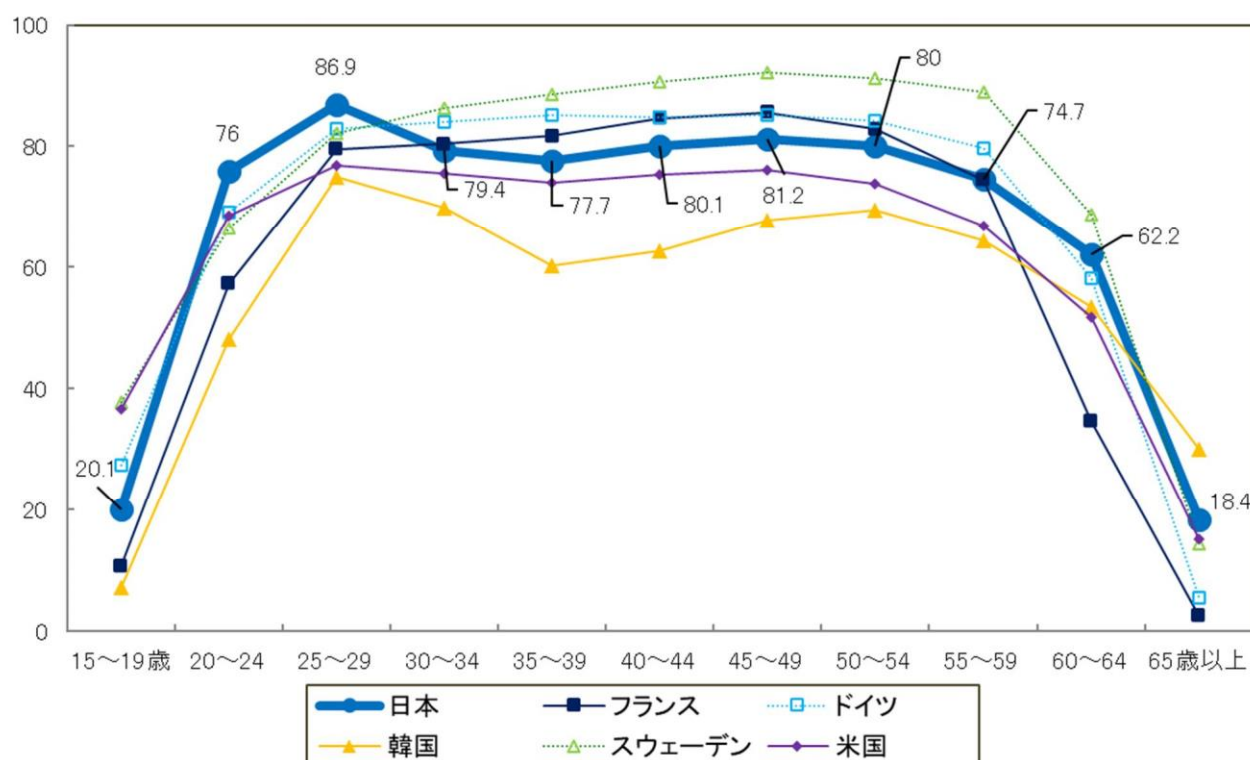
2 就業の分野における男女共同参画

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

また、国際比較でみると、欧米諸国のM字カーブは解消している一方、韓国は日本より下方に深いM字カーブを持っています。

図表 X-3 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)

(%)



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和3(2021)年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2(2020)年の値。

2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

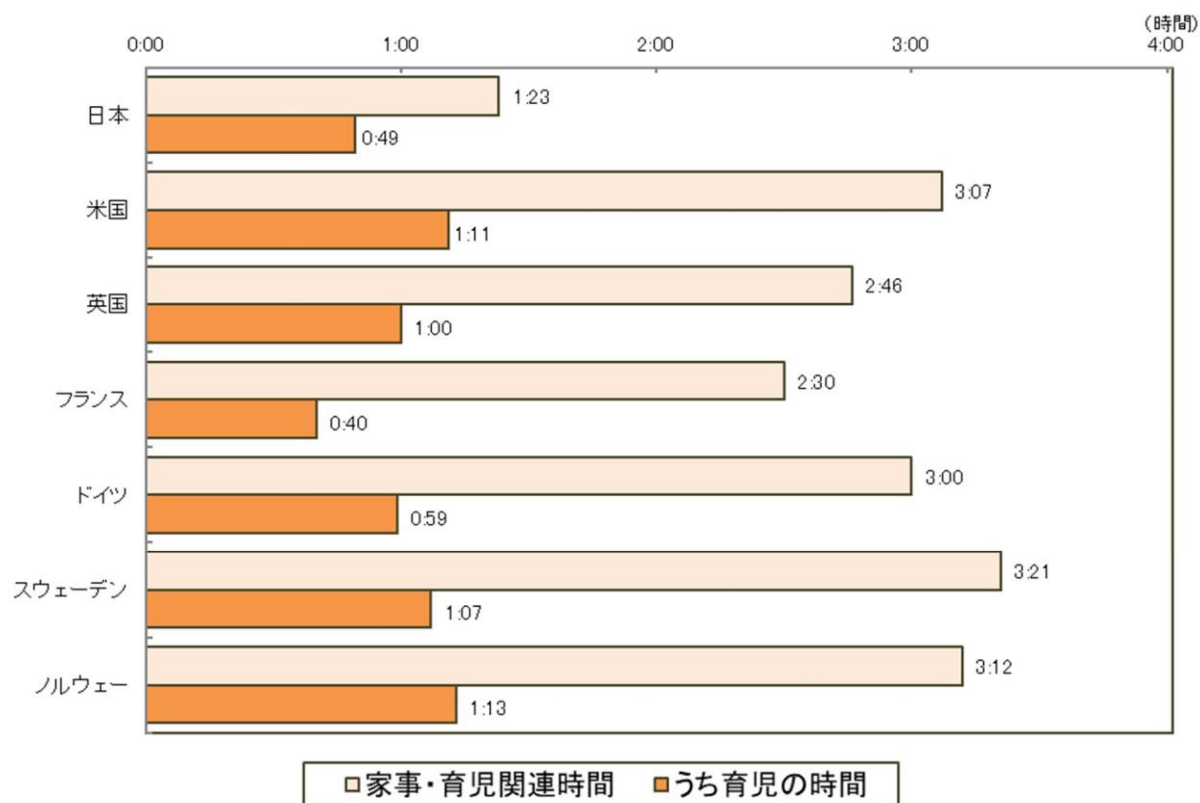
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和4年6月)

3 家庭における男女共同参画

6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たりの家事・育児関連時間は、日本は1時間23分となっています。これを国際比較で見ると、日本以外の国では2時間30分を超えていますので、日本はかなり低い水準であることが分かります。

図表 X-4 6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及び Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。

2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。

資料出典:内閣府「男女共同参画白書」(令和2年6月)

県内市町村における 男女共同参画の状況

第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

I 男女共同参画担当課・室等

令和6年4月1日現在

市町村名	担当課・室名	所在地	TEL
千葉市	男女共同参画課	〒260-8722 中央区千葉港1-1	043-245-5060
銚子市	企画課企画室	〒288-8601 若宮町1-1	0479-24-8904
市川市	ダイバーシティ推進課	〒272-0034 市川1-24-2	047-322-6700
船橋市	市民協働課	〒273-8501 湊町2-10-25	047-436-2107
館山市	市民協働課	〒294-8601 北条1145-1	0470-22-3142直
木更津市	地域共生推進課	〒292-8501 朝日3-10-19	0438-38-3089
松戸市	男女共同参画課	〒271-0091 本町14-10	047-364-8783
野田市	人権・男女共同参画推進課	〒278-8550 鶴奉7-1	04-7123-1342
茂原市	企画政策課	〒297-8511 道表1番地	0475-20-1651
成田市	市民協働課	〒286-8585 花崎町760	0476-20-1507
佐倉市	自治人権推進課	〒285-8501 海隣寺町97	043-484-1948直
東金市	企画課	〒283-8511 東岩崎1-1	0475-50-1122
旭市	市民生活課	〒289-2595 二の2132	0479-62-5396
習志野市	多様性社会推進課	〒275-8601 鷺沼2-1-1	047-411-8017
柏市	共生・交流推進センター	〒277-0005 柏1-7-1-301 Day Oneタワー3階パレット柏内	04-7167-1127
勝浦市	企画課	〒299-5292 新官1343-1	0470-73-6654
市原市	総合計画推進課	〒290-8501 国分寺台中央1-1-1	0436-23-9820
流山市	男女共同参画室	〒270-0192 平和台1-1-1	04-7150-6064
八千代市	企画経営課 男女共同参画センター	〒276-0033 八千代台南1-11-6	047-485-7088
我孫子市	男女共同参画室	〒270-1192 我孫子1858番地	04-7185-1752
鴨川市	総務課	〒296-8601 横渚1450	04-7093-7827
鎌ヶ谷市	男女共同参画室	〒273-0195 新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1277直
君津市	市民生活課	〒299-1192 久保2-13-1	0439-56-1565
富津市	企画課	〒293-8506 下飯野2443	0439-80-1223
浦安市	多様性社会推進課	〒279-0004 猫実1-1-2 文化会館2階	047-712-6803
四街道市	みんなで課	〒284-8555 鹿渡無番地	043-420-7525
袖ヶ浦市	市民協働推進課	〒299-0292 坂戸市場1-1	0438-62-3102

第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

市町村名	担当課・室名	所在地	TEL
八街市	企画政策課	〒289-1192 八街ほ35-29	043-443-1114
印西市	市民活動推進課	〒270-1396 大森2364-2	0476-33-4431
白井市	市民活動支援課	〒270-1492 復1123	047-401-4078
富里市	経営戦略課	〒286-0292 七栄652-1	0476-93-1118
南房総市	市民課	〒299-2492 富浦町青木28	0470-33-1005
匝瑳市	企画課	〒289-2198 八日市場ハ793-2	0479-73-0081
香取市	市民協働課	〒287-8501 佐原口2127	0478-54-1138
山武市	企画政策課	〒289-1392 殿台296	0475-80-1131
いすみ市	企画政策課	〒298-8501 大原7400-1	0470-62-1382
大網白里市	地域づくり課	〒299-3292 大網115-2	0475-70-0342
酒々井町	くらし安全協働課	〒285-8510 中央台4-11	043-496-1171
栄町	くらし安全課 協働推進室	〒270-1592 安食台1-2	0476-33-7710直
神崎町	総務課	〒289-0292 神崎本宿163	0478-72-2111
多古町	企画政策課	〒289-2292 多古584	0479-76-5417
東庄町	総務課	〒289-0692 笹川い4713-131	0478-86-6082
九十九里町	企画政策課	〒283-0195 片貝4099	0475-70-3121
芝山町	企画空港政策課	〒289-1692 小池992	0479-77-3926
横芝光町	企画空港課	〒289-1793 宮川11902	0479-84-1279
一宮町	企画広報課	〒299-4396 一宮2457	0475-42-2113
睦沢町	総務課	〒299-4492 下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課	〒299-4394 本郷1-77	0475-32-2111
白子町	企画財政課	〒299-4292 関5074-2	0475-33-2180
長柄町	総務課	〒297-0298 桜谷712	0475-35-2111
長南町	企画財政課	〒297-0192 長南2110	0475-46-2113
大多喜町	企画課	〒298-0292 大多喜93	0470-82-2112
御宿町	企画財政課(男女共同参画)・保健福祉課(DV関係)	〒299-5192 須賀1522	0470-68-2512
鋸南町	総務企画課	〒299-2192 下佐久間3458	0470-55-4801

第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

Ⅱ 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

1 市町村における男女共同参画計画策定状況

男女共同参画計画策定市町村 53 市町村(策定率 98.1%)

女性活躍推進計画策定市町村 54 市町村(策定率 100%)

令和6年4月1日現在

	市町村名	計画名	計画期間	女性活躍推進計画の有無
1	千葉市	第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン	令和5年度～令和9年度	○
2	銚子市	第4次銚子市男女共同参画計画	令和5年度～令和9年度	○
3	市川市	市川市男女共同参画基本計画	平成20年度～令和7年度	○
4	船橋市	第4次船橋市男女共同参画計画「プラン」	令和4年度～令和8年度	○
5	館山市	第4期館山市男女共同参画推進プラン	平成30年度～令和9年度	○
6	木更津市	第5次木更津市男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
7	松戸市	松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画	令和5年度～令和9年度	○
8	野田市	第4次野田市男女共同参画計画	令和2年度～令和6年度	○
9	茂原市	男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	令和3年度～令和7年度	○
10	成田市	第4次成田市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
11	佐倉市	佐倉市男女平等参画基本計画(第4期)	令和2年度～令和13年度	○
12	東金市	第3次東金市男女共同参画プラン	令和3年度～令和7年度	○
13	旭市	第3次旭市男女共同参画計画	令和6年度～令和10年度	○
14	習志野市	習志野市第3次男女共同参画基本計画	令和2年度～令和7年度	○
15	柏市	第三次柏市男女共同参画推進計画	平成28年度～令和8年度	○
16	勝浦市	第2次勝浦市男女共同参画計画	平成30年度～令和9年度	○
17	市原市	いちばら男女共同参画社会づくりプラン	平成29年度～令和8年度	○
18	流山市	流山市第4次男女共同参画プラン	令和2年度～令和6年度	○
19	八千代市	第2次やちよ男女共同参画プラン	令和3年度～令和6年度	○
20	我孫子市	我孫子市第3次男女共同参画プラン	平成31年度～令和10年度	○
21	鴨川市	第3次鴨川市男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
22	鎌ヶ谷市	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画	令和3年度～令和8年度	○
23	君津市	みんなが輝くまち・きみつプラン(第5次君津市男女共同参画計画)	令和4年度～令和8年度	○
24	富津市	富津市男女共同参画計画	令和5年度～令和9年度	○
25	浦安市	第3次うらやす男女共同参画プラン	令和4年度～令和13年度	○
26	四街道市	第4次四街道市男女共同参画推進計画	令和4年度～令和13年度	○
27	袖ヶ浦市	第5次男女共同参画計画はっぴープラン	令和6年度～令和12年度	○
28	八街市	第3次八街市男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
29	印西市	第4次印西市男女共同参画プラン	令和6年度～令和10年度	○
30	白井市	白井市男女平等推進行動計画	平成28年度～令和7年度	○
31	富里市	富里市男女共同参画計画(第3次)	令和5年度～令和9年度	○
32	南房総市	第4次南房総市男女共同参画推進計画	令和6年度～令和10年度	○
33	匝瑳市	第3次匝瑳市男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
34	香取市	第2次香取市男女共同参画計画	令和2年度～令和8年度	○
35	山武市	第4次山武市男女共同参画計画	令和6年度～令和9年度	○
36	いすみ市	第3次いすみ男女共同参画プラン	令和4年度～令和8年度	○
37	大網白里市	第2次大網白里市男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
38	酒々井町	第2次酒々井町男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
39	栄町	栄町男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
40	多古町	第2次多古町男女共同参画推進プラン	令和3年度～令和7年度	○
41	東庄町	第2次東庄町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
42	九十九里町	九十九里町男女共同参画計画	令和5年度～令和9年度	○
43	芝山町	芝山町男女共同参画計画	令和5年度～令和9年度	○
44	横芝光町	第3次横芝光町男女共同参画計画	令和6年度～令和10年度	○
45	一宮町	一宮町男女共同参画計画	令和4年度～令和8年度	○
46	睦沢町	睦沢町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
47	長生村	長生村男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
48	白子町	白子町男女共同参画推進計画	令和5年度～令和9年度	○
49	長柄町	長柄町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
50	長南町	長南町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
51	大多喜町	第2次大多喜町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
52	御宿町	御宿町男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度	○
53	鋸南町	鋸南町男女共同参画推進計画	令和4年度～令和7年度	○

2 市町村における男女共同参画条例制定状況

条例制定市町村 8 市(制定率 14.8%)

令和6年4月1日現在

	市町村名	条例名称	施行日
1	千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	平成15年4月1日
2	市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	平成19年4月1日
3	木更津市	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	令和5年4月1日
4	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進条例	平成15年4月1日
5	習志野市	習志野市男女共同参画推進条例	平成16年7月1日
6	市原市	市原市男女共同参画社会づくり条例	平成17年4月1日
7	我孫子市	我孫子市男女共同参画条例	平成18年7月1日
8	富津市	富津市男女共同参画のまちづくり条例	平成21年4月1日

Ⅲ 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

令和6年4月1日現在

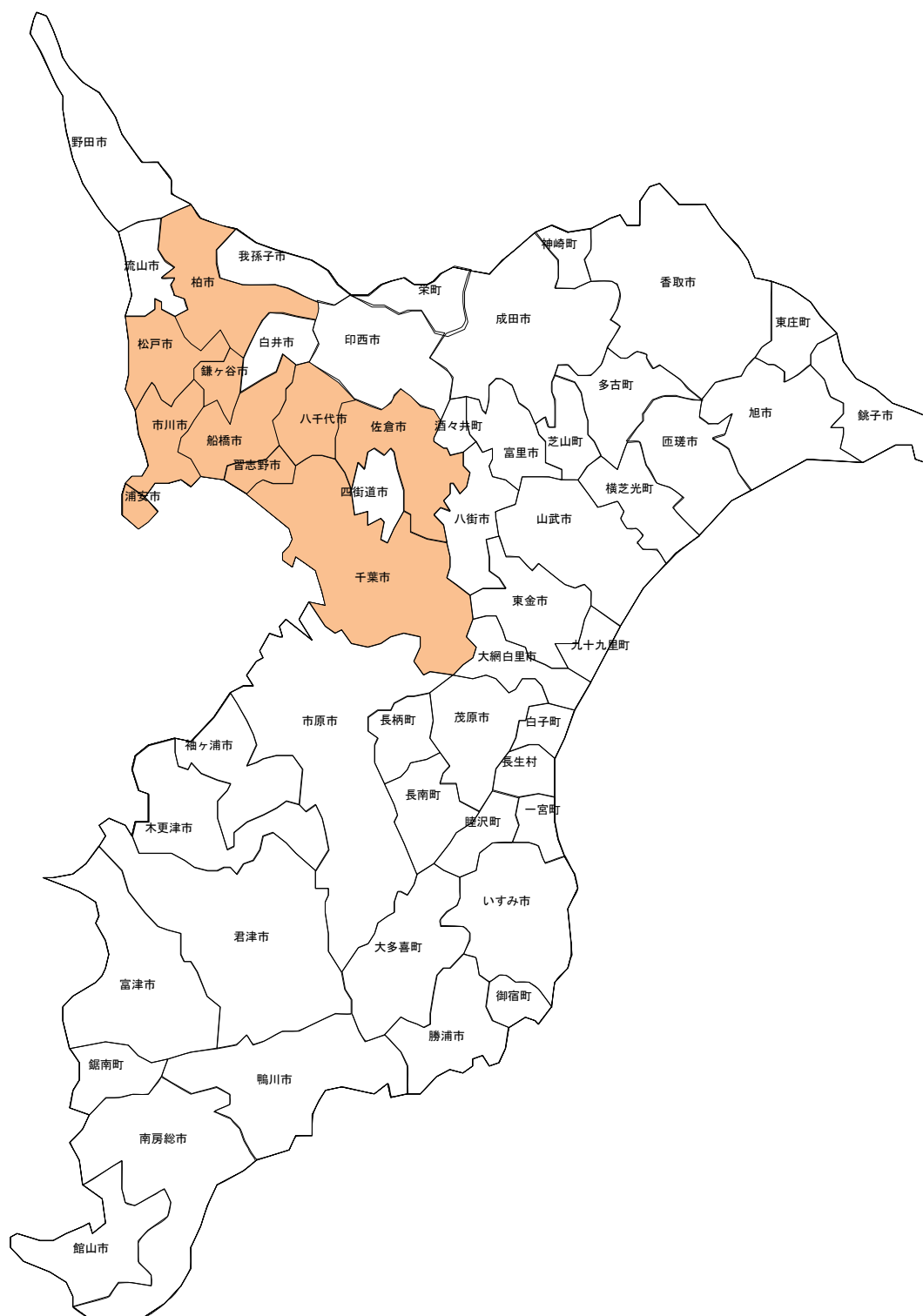
市町村名	名 称 (愛称・通称)	所 在 地 等		
		所在地	電話番号	ホームページ
			FAX番号	
千葉市	千葉市男女共同参画センター	〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208番地2 (千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8771	http://www.chp.or.jp/danjo/
			043-209-8776	
市川市	市川市男女共同参画センター(ウィズ)	〒272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html
			047-322-6888	
船橋市	船橋市男女共同参画センター	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
			047-423-3436	
松戸市	松戸市男女共同参画センター(ゆうまつど)	〒271-0091 松戸市本町14番地の10	047-364-8783	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/
			047-364-7888	
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター(ミウズ)	〒285-0837 佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアウスイ3階	043-460-2580	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/
			043-460-2582	
習志野市	習志野市男女共同参画センター (ステップならしの)	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階	047-453-9307	https://www.city.narashino.lg.jp/
			047-453-9327	
柏市	柏市男女共同参画センター	〒277-0005 柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3F	04-7167-1127	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html
			04-7165-7323	
八千代市	八千代市男女共同参画センター	〒276-0033 八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	https://www.city.yachiyo.lg.jp/shiki/3/1212.html
			047-485-7398	
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	〒273-0101 鎌ヶ谷市富岡1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷3階	047-401-0891	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html
			047-401-0892	
浦安市	多様性社会推進課 (ルピナス)	〒279-0004 浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html
			047-353-1145	

第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

男女共同参画のための総合的な施設設置状況

令和6年4月1日現在

施設設置市町村 10市



第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

IV 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の登用状況

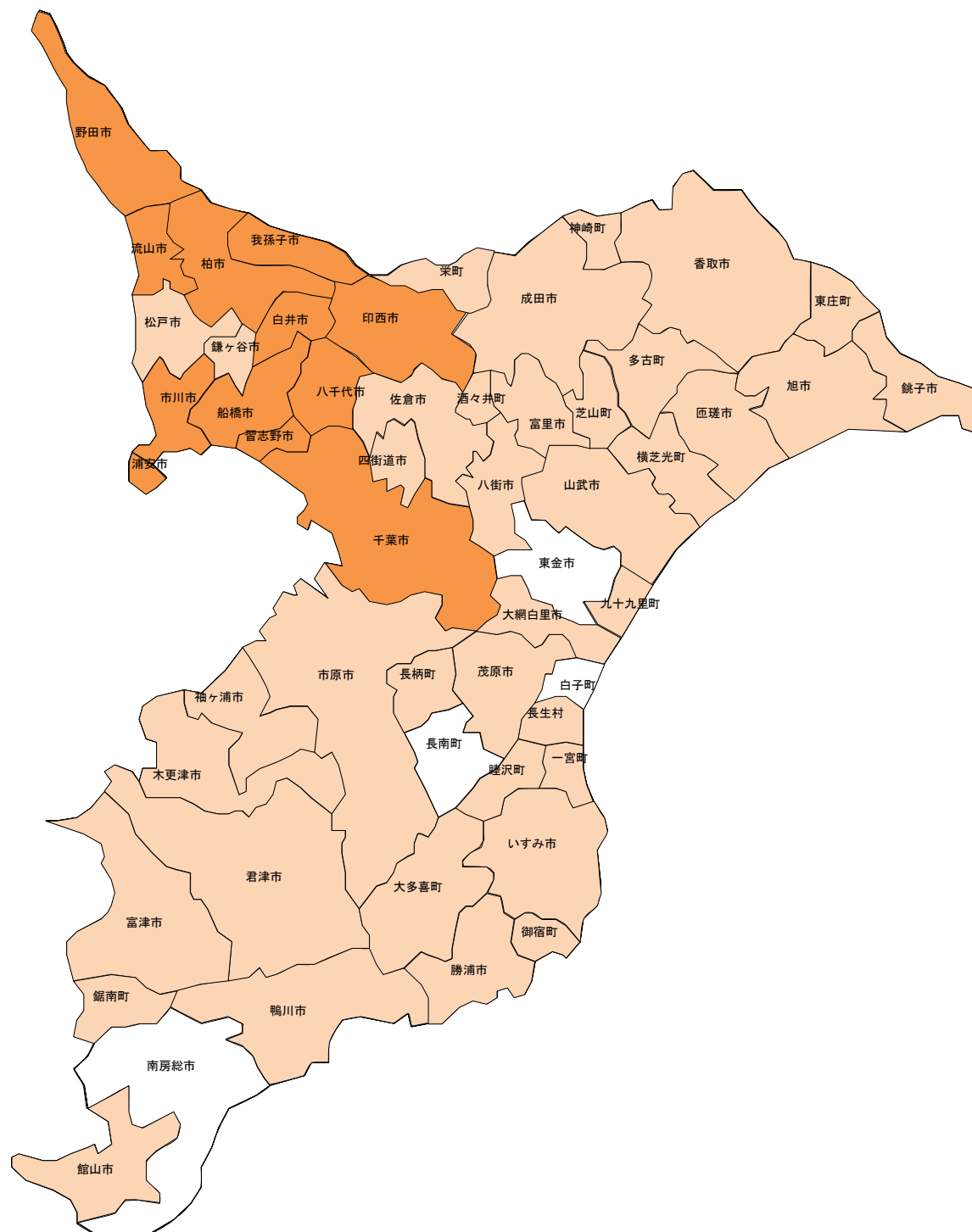
市町村名	審議会等数	うち 女性委員を含 む数	総委員数	うち 女性委員 等数	女性比率 (%)
千葉市	101	100	1,538	517	33.6
銚子市	35	30	423	97	22.9
市川市	52	49	784	256	32.7
船橋市	40	35	757	233	30.8
館山市	36	34	476	134	28.2
木更津市	47	45	714	155	21.7
松戸市	63	57	851	230	27.0
野田市	47	43	690	268	38.8
茂原市	47	37	538	118	21.9
成田市	44	38	590	159	26.9
佐倉市	41	29	404	116	28.7
東金市	23	18	289	48	16.6
旭市	28	26	341	99	29.0
習志野市	43	38	826	255	30.9
柏市	67	44	690	238	34.5
勝浦市	18	16	173	45	26.0
市原市	64	57	799	205	25.7
流山市	32	31	439	153	34.9
八千代市	23	21	375	123	32.8
我孫子市	60	56	616	185	30.0
鴨川市	44	24	260	69	26.5
鎌ヶ谷市	34	21	333	73	21.9
君津市	41	28	487	112	23.0
富津市	22	17	291	72	24.7
浦安市	40	36	415	144	34.7
四街道市	39	37	480	142	29.6
袖ヶ浦市	16	15	269	80	29.7
八街市	32	22	339	71	20.9
印西市	38	35	445	140	31.5
白井市	48	44	561	191	34.0
富里市	41	35	417	119	28.5
南房総市	32	18	410	76	18.5
匝瑳市	31	22	373	77	20.6
香取市	43	39	617	146	23.7
山武市	30	26	447	127	28.4
いすみ市	29	20	325	69	21.2
大網白里市	27	21	411	113	27.5
酒々井町	18	17	221	54	24.4
栄町	27	21	253	67	26.5
神崎町	9	7	76	20	26.3
多古町	22	18	252	64	25.4
東庄町	21	19	232	58	25.0
九十九里町	12	9	128	28	21.9
芝山町	33	16	398	85	21.4
横芝光町	27	25	361	91	25.2
一宮町	13	9	163	39	23.9
睦沢町	12	10	168	34	20.2
長生村	20	16	227	63	27.8
白子町	10	7	107	20	18.7
長柄町	12	10	122	29	23.8
長南町	24	23	249	46	18.5
大多喜町	21	16	164	39	23.8
御宿町	13	10	142	32	22.5
鋸南町	21	11	152	35	23.0
	1,813	1,508	22,608	6,259	27.7

資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※調査時点は原則として令和6年4月1日ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

審議会における女性委員の登用状況

③ 女性比率10%~20%未満 4市町



83

V 市町村職員における女性管理職の登用状況

市町村名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
千葉市	454	58	12.8	366	37	10.1
銚子市	27	3	11.1	27	3	11.1
市川市	229	30	13.1	199	28	14.1
船橋市	186	18	9.7	131	15	11.5
館山市	38	1	2.6	37	1	2.7
木更津市	95	22	23.2	57	19	33.3
松戸市	336	67	19.9	176	27	15.3
野田市	102	8	7.8	92	7	7.6
茂原市	54	8	14.8	53	7	13.2
成田市	96	11	11.5	69	10	14.5
佐倉市	82	14	17.1	74	13	17.6
東金市	48	4	8.3	41	1	2.4
旭市	26	1	3.8	23	1	4.3
習志野市	202	45	22.3	129	27	20.9
柏市	255	45	17.6	169	27	16.0
勝浦市	18	2	11.1	17	2	11.8
市原市	134	16	11.9	109	15	13.8
流山市	87	11	12.6	66	7	10.6
八千代市	122	17	13.9	79	7	8.9
我孫子市	91	19	20.9	70	18	25.7
鴨川市	33	3	9.1	27	3	11.1
鎌ヶ谷市	89	27	30.3	63	13	20.6
君津市	100	13	13.0	81	11	13.6
富津市	53	5	9.4	40	5	12.5
浦安市	128	26	20.3	110	26	23.6
四街道市	75	5	6.7	57	2	3.5
袖ヶ浦市	63	4	6.3	54	4	7.4
八街市	39	7	17.9	30	5	16.7
印西市	60	7	11.7	55	7	12.7
白井市	43	7	16.3	38	5	13.2
富里市	40	1	2.5	34	1	2.9
南房総市	40	2	5.0	34	2	5.9
匝瑳市	41	5	12.2	30	2	6.7
香取市	43	8	18.6	37	7	18.9
山武市	45	4	8.9	29	3	10.3
いすみ市	25	2	8.0	22	1	4.5
大網白里市	35	2	5.7	23	0	0.0
酒々井町	23	5	21.7	19	3	15.8
栄町	28	5	17.9	20	4	20.0
神崎町	10	1	10.0	10	1	10.0
多古町	37	11	29.7	18	2	11.1
東庄町	12	2	16.7	11	2	18.2
九十九里町	15	1	6.7	13	1	7.7
芝山町	22	0	0.0	22	0	0.0
横芝光町	23	1	4.3	19	0	0.0
一宮町	15	3	20.0	15	3	20.0
睦沢町	9	1	11.1	9	1	11.1
長生村	14	1	7.1	13	1	7.7
白子町	20	3	15.0	19	2	10.5
長柄町	11	2	18.2	11	2	18.2
長南町	14	1	7.1	14	1	7.1
大多喜町	12	1	8.3	12	1	8.3
御宿町	11	2	18.2	9	1	11.1
鋸南町	8	2	25.0	7	2	28.6
	3,918	570	14.5	2,989	396	13.2

資料出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
:千葉県多様性社会推進課調べ

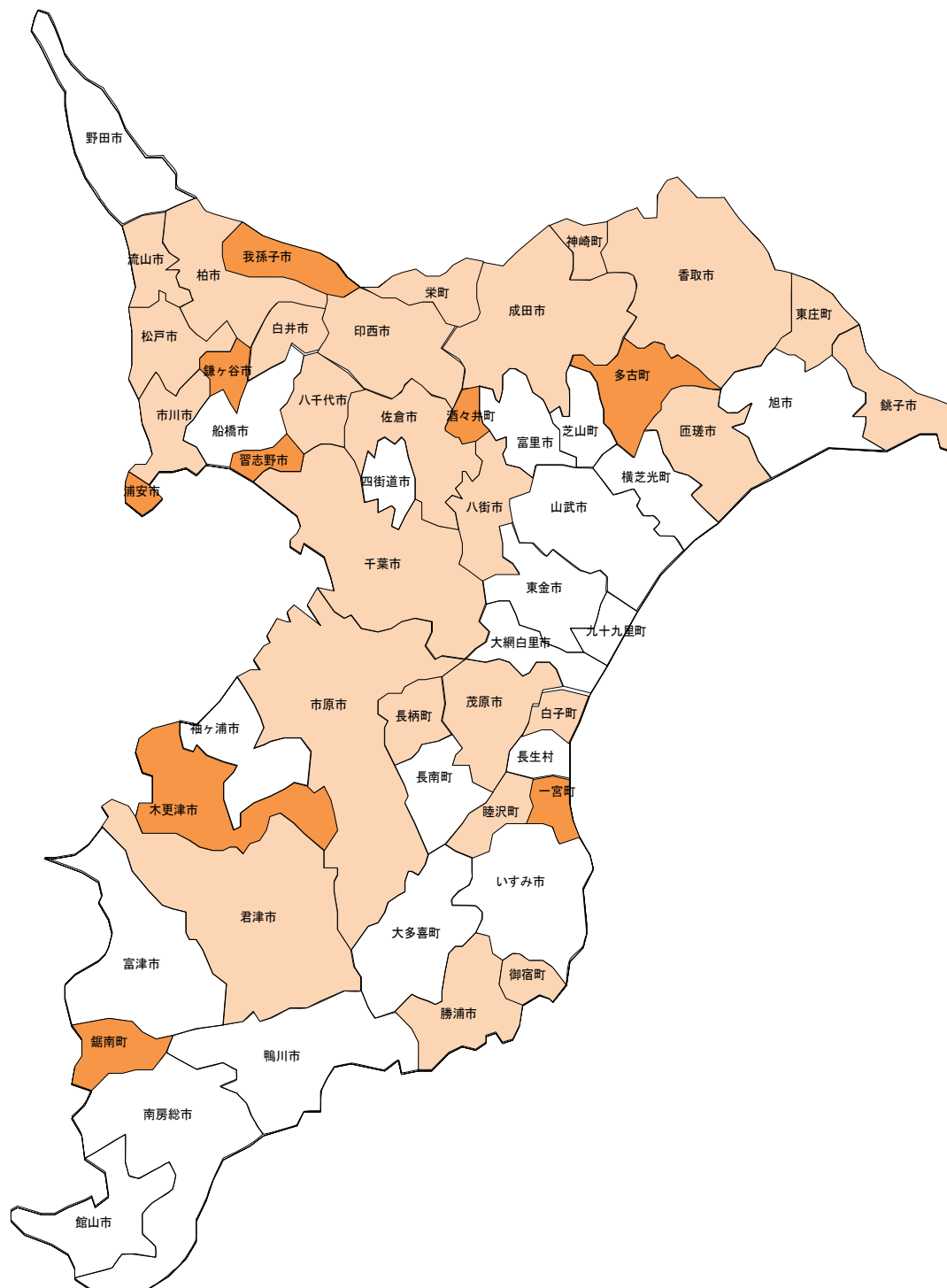
※本調査の管理職とは、本庁課長相当職以上の職に就く者とします。

※調査時点は原則として令和6年4月1日ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

第1部 県内市町村における男女共同参画の状況

市町村職員における女性管理職の登用状況

- ① 女性比率20%以上 9市町
- ② 女性比率10%～20%未満 25市町
- ③ 女性比率10%未満 20市町村



※調査時点は原則として令和6年4月1日ですが、各地方自治体の事情により異なる場合があります。

